

令和3年（2021年）版

環境データ集

—環境調査結果及び工場・事業場の規制状況—

令和3年7月

枚方市環境部環境指導課

目 次

第1部 環境調査結果

I 大気環境の状況	1
1-① 大気汚染測定局の状況	1
1-② 大気汚染物質の環境監視	2
(1) 窒素酸化物	2
(2) 浮遊粒子状物質	2
(3) 微小粒子状物質	2
(4) 光化学オキシダント	2
(5) 二酸化硫黄	2
(6) 一酸化炭素	2
(7) 非メタン炭化水素	2
1-③ 大気汚染物質の環境基準達成状況	4
(1) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況	4
(2) 第二京阪道路環境監視局における環境基準値との比較	4
1-④ 大気汚染物質の経年変化と年間の変動	6
(1) 窒素酸化物	6
(2) 浮遊粒子状物質	8
(3) 微小粒子状物質	9
(4) 光化学オキシダント	10
(5) 二酸化硫黄	11
(6) 一酸化炭素	12
(7) 非メタン炭化水素	13
2 有害大気汚染物質調査結果	14
3 大気中のアスベスト濃度調査結果	16
4 ダイオキシン類環境調査結果	16
(1) 大気中のダイオキシン類	17
(2) 河川水質中及び河川底質中のダイオキシン類	17
(3) 地下水質中のダイオキシン類	17
(4) 土壤中のダイオキシン類	17

II 水環境の状況	18
1-① 公共用水域の水質調査	18
(1) 市内河川の概要	18
(2) 水質調査の概要	18
1-② 水質汚濁における環境基準達成状況	20
(1) 健康項目	20
(2) 生活環境項目	20
1-③ 水質調査結果	22
(1) 環境基準点でのBODの長期的变化	22
(2) 準基準点での環境基準値との比較	23
(3) 独自測定点での環境基準値との比較	23
(4) その他項目	23
2 地下水質調査結果	24
(1) 概況調査	24
(2) 汚染井戸周辺地区調査	25
(3) 繼続監視調査	25
III 騒音の状況	26
1 騒音調査結果	26
(1) 道路に面する地域	26
(2) 一般地域	26
IV 地盤環境の状況	28
1 地盤沈下水準測量結果	28
2 地下水位測定結果	29

第2部 工場・事業場の規制状況

1 硫黄酸化物(SOx)・窒素酸化物(NOx)総量規制等対象工場・事業場	31
2 水質汚濁防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例により、生活環境項目の排水規制を受けている特定(届出)事業場	32
3瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例対象の業種別水域別工場・事業場数	34
4 業種別排水基準不適合状況及び改善指導数	35
5 下水道区域における業種別処理区別の工場・事業場数	36
6 下水道区域の業種別排除基準不適合状況及び改善指導数	37
7 枚方市公害防止条例に基づく指定揚水施設の地下水採取状況 (地域区分別)	38
8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況	39

第1部

環 境 調 査 結 果

I 大気環境の状況

1-① 大気汚染測定局の状況

大気環境の状況を把握するため、一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局2局及び第二京阪道路環境監視局2局で、二酸化窒素等の大気汚染物質の常時監視を行っています。

(令和3年3月31日時点)

● 一般環境大気測定局（一般局）

大気環境の状況を把握するため
住宅地域などに設置

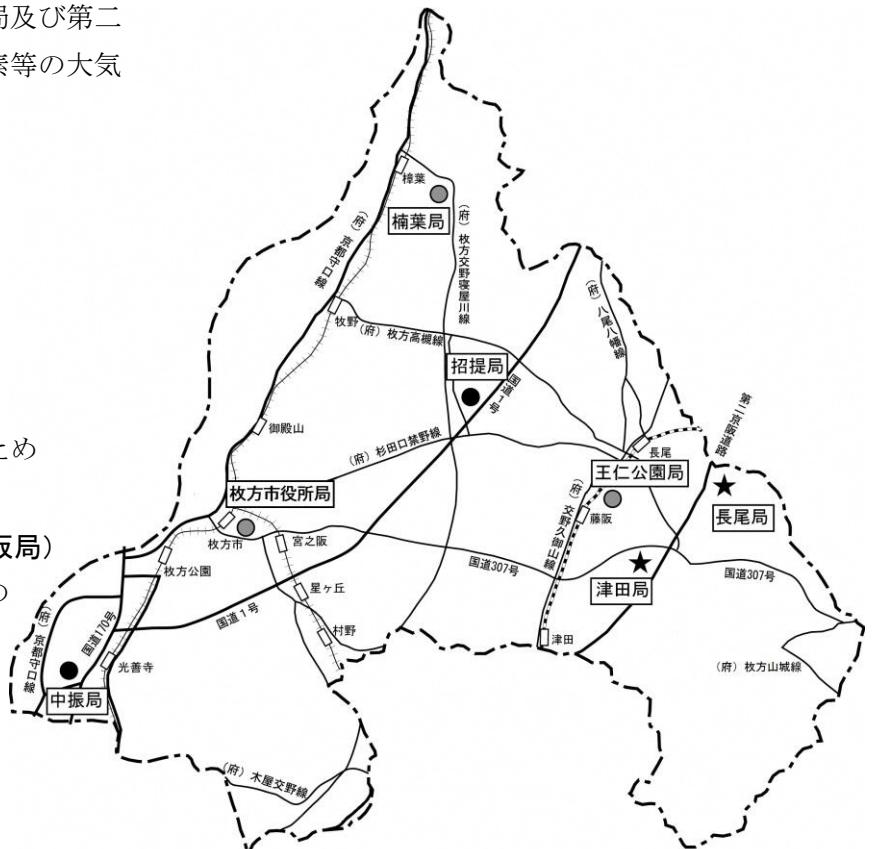
● 自動車排出ガス測定局（自排局）

自動車排出ガスの影響を把握するため
道路周辺に設置

★ 第二京阪道路環境監視局（第二京阪局）

第二京阪道路による大気環境等への
影響を把握するため設置

図1-1 枚方市大気汚染測定局の位置



測定期名		設置場所	測定開始年月	測定項目								
				二酸化窒素	一酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	風向・風速	非メタン炭化水素
一般局	枚方市役所	枚方市役所本館 採気口の高さ：地上 21.0m 商業地域（官公庁団地の一角に位置し、府道枚方富田林泉佐野線から約 40m の位置）	昭和 47 年 6 月	○	○	○	—	○	○	—	○	○
	王仁公園	王仁公園敷地内の北端 採気口の高さ：地上 1.5m (浮遊粒子状物質は 3.0m 微小粒子状物質は 4.0m) 第一種住居地域（府道交野久御山線から約 120m の位置）	昭和 51 年 7 月	○	○	○	○	○	—	—	○	—
	楠葉	枚方市北部支所 2 階 採気口の高さ：地上 6.5m 第一種低層住居専用地域（主要地方道枚方交野寝屋川線から約 40m の位置）	昭和 50 年 12 月	○	○	○	—	○	—	—	○	—
自排局	招提	枚方市のほぼ中央の国道 1 号西側沿道 採気口の高さ：地上 1.8m (浮遊粒子状物質は 4.0m)	昭和 62 年 3 月	○	○	○	—	—	—	—	○	—
	中振	国道 1 号、国道 170 号が交流する西側地点 採気口の高さ：地上 1.8m (浮遊粒子状物質は 4.0m 微小粒子状物質は 3.0m)	平成元年 4 月	○	○	○	○	—	○	○	○	—
第二京阪局	長尾	長尾台 4 丁目の八田川沿い（大阪方面行側） 採気口の高さ：地上 4.0m	平成 15 年 3 月	○	○	○	—	—	—	—	○	—
	津田	津田東町の住宅地域（京都方面行側） 採気口の高さ：地上 4.0m	平成 22 年 4 月	○	○	○	—	—	—	—	○	—

(注) 王仁公園局は平成 26 年度に王仁公園敷地内で移設を行った。

1-② 大気汚染物質の環境監視

(1) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、窒素と酸素が結合して生成される物質の総称で、燃料等を燃焼させることにより発生します。大気汚染の常時監視においては、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) を測定しています。これらのうち二酸化窒素について環境基準が定められています。

窒素酸化物は、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で常時監視を行っています。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下の大气中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場等から発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされています。

浮遊粒子状物質は、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で常時監視を行っています。

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大气中に浮遊する粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子で、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状大気汚染物質が化学反応により粒子化したものがあり、工場等のばい煙や粉じん、自動車等の排ガス、土壤、海洋、火山等さまざまな原因があるとされています。

微小粒子状物質は、一般局1局（王仁公園局）、自排局1局（中振局）で常時監視を行っています。

(4) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっています。

高濃度時に発令される光化学スモッグ予報・注意報について、小学校等に設置されている防災行政無線等により、市民、工場及び事業場に対して周知を行っています。

光化学オキシダントは、一般局3局で常時監視を行っています。

(5) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄による大気汚染は、硫黄分を多く含む燃料を大量に燃焼することにより起ります。

二酸化硫黄は、一般局2局と自排局1局で常時監視を行っていましたが、年平均値が低い水準で推移していることから、測定局数の見直しを行い、令和2年度より、一般局1局（枚方市役所局）と自排局1局（中振局）で常時監視を行っています。

(6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、体内の酸素循環を阻害するといわれ、燃料の不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっています。

一酸化炭素は、自排局1局（中振局）で常時監視を行っています。

(7) 非メタン炭化水素 (NMHC)

炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こして光化学オキシダントを生成することから、光化学スモッグを発生させる原因物質とされており、各種の炭化水素の中から、光化学的に反応しにくいメタンを除外した炭化水素（非メタン炭化水素）を指標としています。

炭化水素は、一般局1局（枚方市役所局）で常時監視を行っています。

参考：大気汚染に係る環境基準※

項目 物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

※環境基本法で定められている人の生活を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

(備考)

- 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える測定日の1日平均値は用いない。また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局は、評価の対象としない。
- 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係る評価は、以下の方法による。(昭和48年6月12日環境庁通知)

短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
- 光化学オキシダントに係る評価は、1時間値について評価を行う。また、昼間の1時間値とは、午前5時から午後8時までの時間帯のことである。(昭和48年6月12日環境庁通知)
- 二酸化窒素に係る評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）で評価する。(昭和53年7月17日環境庁通知)
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係る評価は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。(平成9年2月12日環境庁通知)
- 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針(昭和51年8月13日環境庁通知)

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
- 微小粒子状物質に係る評価は、長期基準として年平均値が15μg/m³以下であること、かつ、短期基準として、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）が35μg/m³以下であるかで評価する。なお、有効測定日数が250日以下のときは評価しない。(平成21年9月9日環境省通知)
- 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- トリクロロエチレンの環境基準は、「1年平均値が0.2mg/m³以下」から「1年平均値が0.13mg/m³以下」へ変更された。(平成30年11月19日環境省告示第100号)

I. 大気環境の状況

1-③ 大気汚染物質の環境基準達成状況

(1) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況

常時監視を行っている項目のうち、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、すべての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成しました。

<令和2年度の測定結果と環境基準との比較>

表 1-1 令和 2 年度大気汚染環境基準達成状況

測定項目 環境基準値		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	微小粒子状物質 (μg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)
測定局		0.04~0.06 以下 (日平均値)*	0.10 以下 (日平均値)※	15 以下 (年平均値)	35 以下 (日平均値)*	0.06 以下 (最高 1 時間値)	0.04 以下 (日平均値)※
一般局	楠 葉	○ (0.028)	○ (0.038)	—	—	× (0.133)	—
	枚方市役所	○ (0.030)	○ (0.035)	—	—	× (0.134)	○ (0.002)
	王仁公園	○ (0.025)	○ (0.033)	(9.7)	(26.6)	×	—
自排局	招 提	○ (0.035)	○ (0.032)	—	—	—	—
	中 振	○ (0.034)	○ (0.039)	(10.1)	(23.7)	—	○ (0.002)
○ 1 日平均値の年間 98% 値。 ※ 1 日平均値の年間 2% 除外値。							

* 1 日平均値の年間 98% 値。

※ 1 日平均値の年間 2% 除外値。

測定項目 環境基準値		ベンゼン (μg/m ³)	トリクロロエチレン (μg/m ³)	テトラクロロエチレン (μg/m ³)	ジクロロメタン (μg/m ³)
測定局		3 以下 (年平均値)	130 以下 (年平均値)	200 以下 (年平均値)	150 以下 (年平均値)
一般局	枚方市役所	○ (1.0)	○ (0.29)	○ (0.15)	○ (1.3)
自排局	招 提	○ (0.9)	—	—	—

(2) 第二京阪道路環境監視局における環境基準値との比較

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、2局とも環境基準値を下回る結果が得られました。

表 1-2 令和 2 年度の第二京阪局における大気の環境基準値との比較

測定項目 環境基準値		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
測定局		0.04~0.06 以下 (日平均値)*	0.10 以下 (日平均値)※
第二京阪局	長 尾	○ (0.024)	○ (0.040)
	津 田	○ (0.025)	○ (0.036)

* 1 日平均値の年間 98% 値。

※ 1 日平均値の年間 2% 除外値。

図 1-2 二酸化窒素の年間 98%値の推移と環境基準値との比較

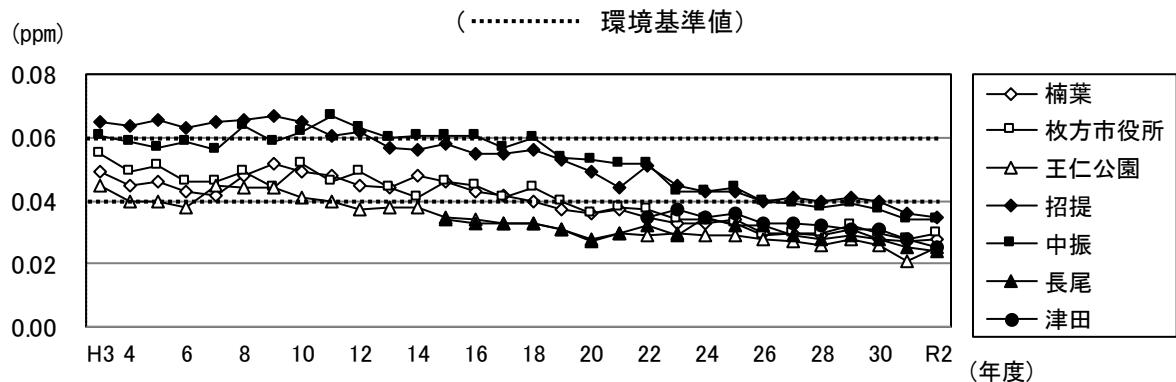


図 1-3 浮遊粒子状物質の年間 2%除外値の推移と環境基準値との比較

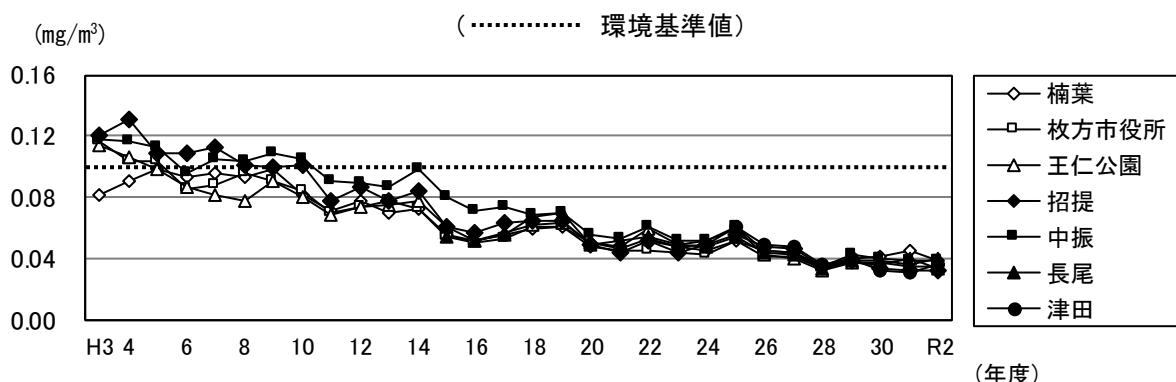


図 1-4 二酸化硫黄の年間 2%除外値の推移と環境基準値との比較

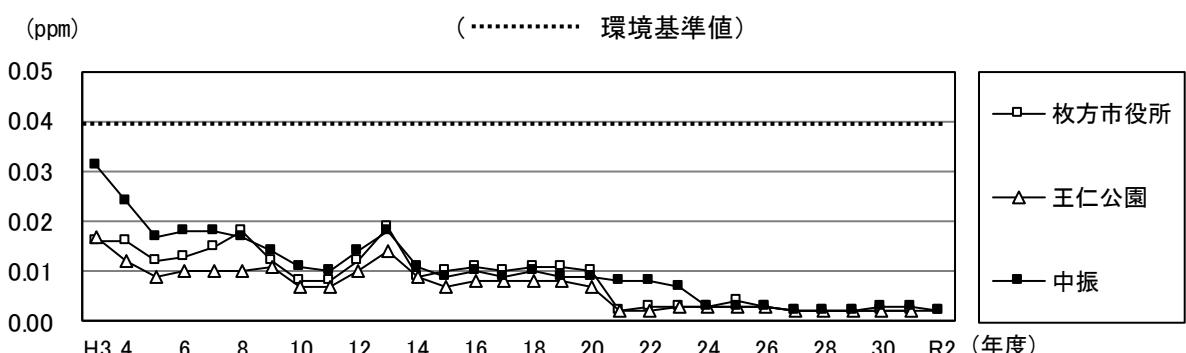
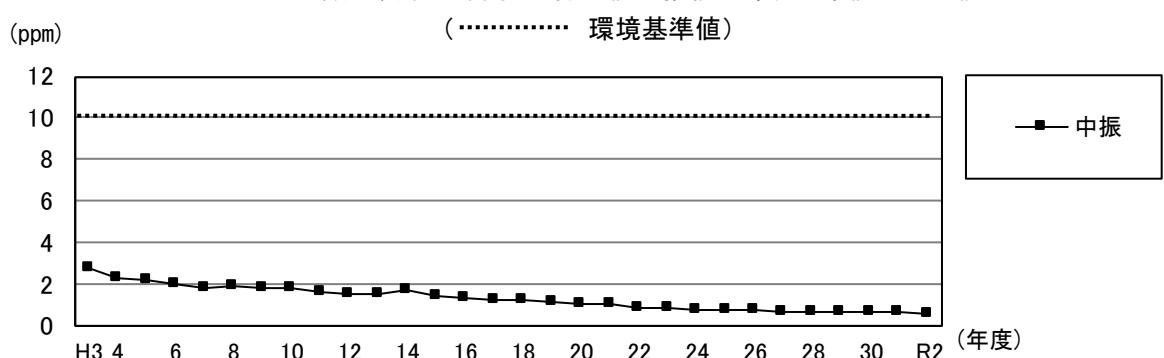


図 1-5 一酸化炭素の年間 2%除外値の推移と環境基準値との比較



I. 大気環境の状況

1-④ 大気汚染物質の経年変化と年間の変動

(1) 硝酸化物

① 二酸化窒素

令和2年度の二酸化窒素濃度の年平均値は、一般局及び自排局のすべての測定局で環境基準を達成しました。また、第二京阪局においても、2局とも環境基準値を下回っていました。

年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向にあります。

<令和2年度の測定結果と環境基準との比較>

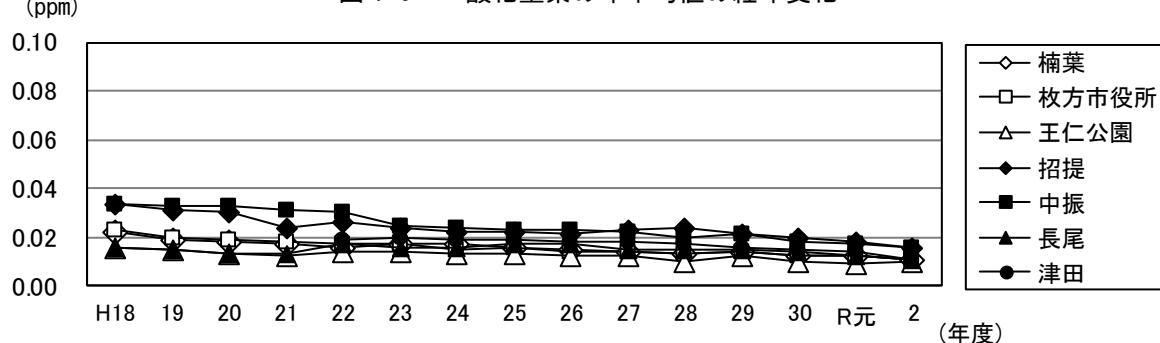
表 1-3 二酸化窒素測定結果

測定局		年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準の評価 達成○ 未達成×
一般局	楠葉	0.011	0.050	0	0	0.028	○
	枚方市役所	0.011	0.056	0	0	0.030	○
	王仁公園	0.010	0.048	0	0	0.025	○
自排局	招提	0.016	0.065	0	3	0.035	○
	中振	0.016	0.064	0	0	0.034	○

測定局		年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準値との比較 下回る○ 超過×
第二京阪局	長尾	0.011	0.051	0	0	0.024	○
	津田	0.011	0.049	0	0	0.025	○

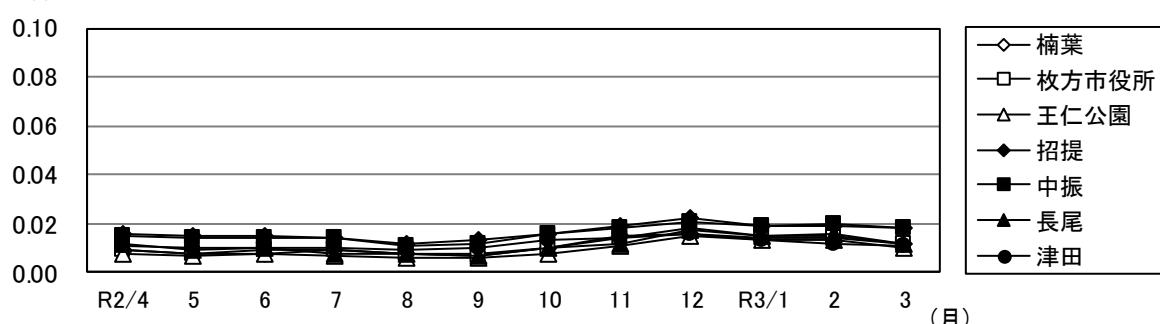
<経年変化>

図 1-6 二酸化窒素の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-7 二酸化窒素の月平均値の変化



② 一酸化窒素

令和2年度の一酸化窒素濃度の年平均値は、一般局は0.002ppm（王仁公園局、枚方市役所局）～0.003ppm（楠葉局）、自排局は0.008ppm（中振局）～0.013ppm（招提局）、第二京阪局は0.003ppm（長尾局）～0.004ppm（津田局）でした。

年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向にあります。

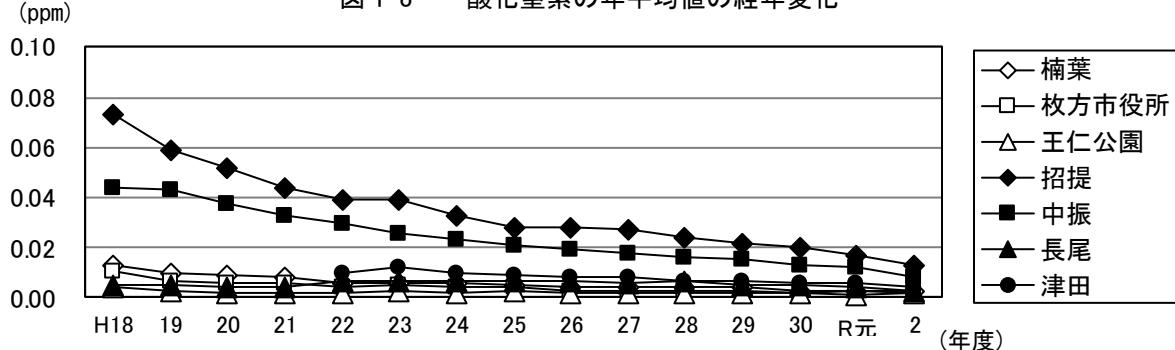
<令和2年度の測定結果>

表 1-4 一酸化窒素測定結果

測定局		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
		(ppm)	(ppm)	(ppm)
一般局	楠葉	0.003	0.082	0.015
	枚方市役所	0.002	0.088	0.012
	王仁公園	0.002	0.093	0.010
自排局	招提	0.013	0.225	0.043
	中振	0.008	0.157	0.030
第二京阪局	長尾	0.003	0.065	0.011
	津田	0.004	0.100	0.017

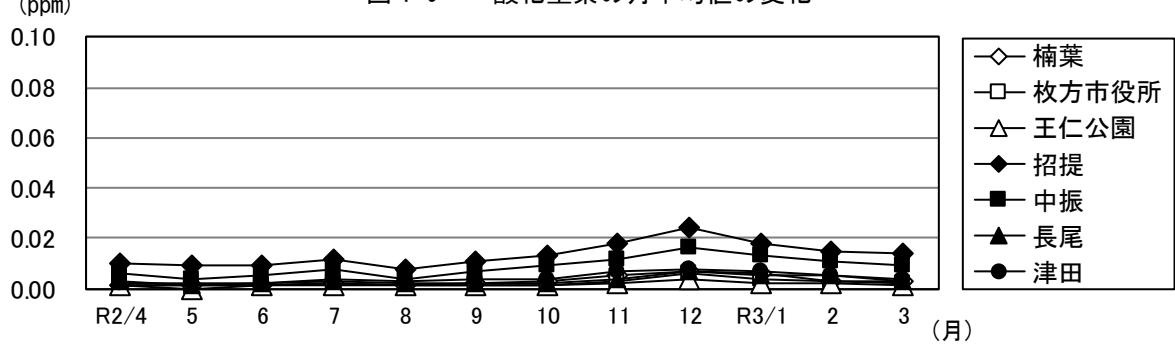
<経年変化>

図 1-8 一酸化窒素の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-9 一酸化窒素の月平均値の変化



I. 大気環境の状況

(2) 浮遊粒子状物質

令和2年度の浮遊粒子状物質濃度について、一般局及び自排局のすべての測定局で環境基準を達成しました。また、第二京阪局においても、2局とも環境基準値を下回っていました。

年平均値の経年変化は、低い水準で推移しています。

<令和2年度の測定結果と環境基準の達成状況>

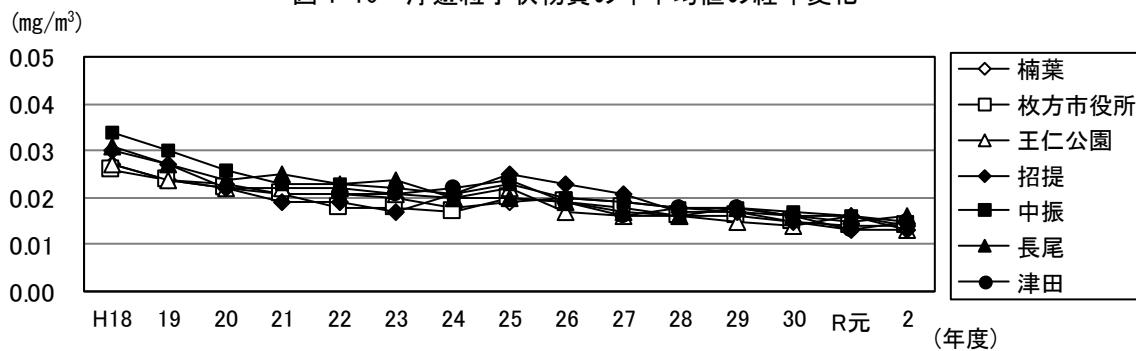
表 1-5 浮遊粒子状物質測定結果

測定局		年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の評価	
								長期的 評価	短期的 評価
一般局	楠葉	0.014	0	0	0.089	0.038	無	○	○
	枚方市役所	0.014	0	0	0.078	0.035	無	○	○
	王仁公園	0.013	0	0	0.090	0.033	無	○	○
自排局	招提	0.013	0	0	0.075	0.032	無	○	○
	中振	0.015	0	0	0.086	0.039	無	○	○

測定局		年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準値との比較	
								長期的 評価	短期的 評価
第二 京阪局	長尾	0.016	0	0	0.098	0.040	無	○	○
	津田	0.015	0	0	0.086	0.036	無	○	○

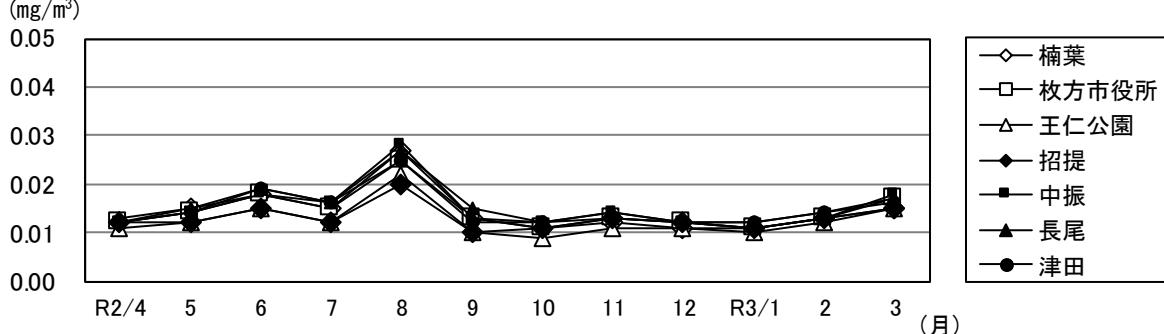
<経年変化>

図 1-10 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-11 浮遊粒子状物質の月平均値の変化



(3) 微小粒子状物質

令和2年度の微小粒子状物質濃度は、一般局の王仁公園局及び自排局の中振局とともに環境基準を達成しました。微小粒子状物質が環境基準を達成するためには、長期基準として年平均値は $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、短期基準として日平均値の年間98%値は $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下という、2つの条件を満たさなければなりません。

年平均値の経年変化は、大きな変化はみられません。

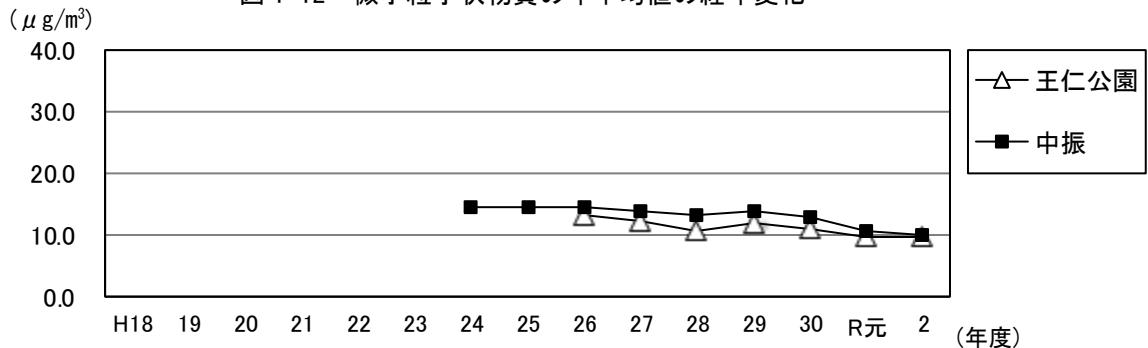
<令和2年度の測定結果と環境基準との比較>

表 1-6 微小粒子状物質測定結果

測定局		年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準の評価	
				達成○	未達成×
一般局	王仁公園	9.7	26.6	○	
自排局	中振	10.1	23.7	○	

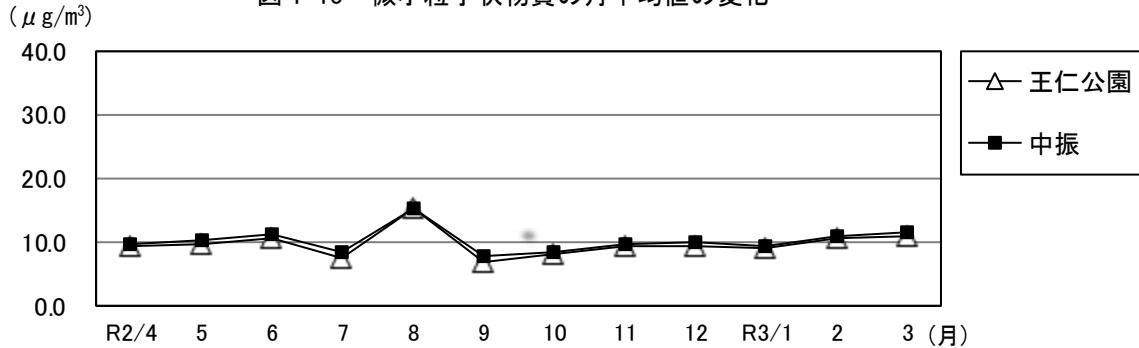
<経年変化>

図 1-12 微小粒子状物質の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-13 微小粒子状物質の月平均値の変化



I. 大気環境の状況

(4) 光化学オキシダント

令和2年度の各測定局における、光化学オキシダント濃度が昼間の1時間値0.06ppmを超えた時間数は、365時間（枚方市役所局）～425時間（楠葉局）でした。また、光化学スモッグ注意報レベルである0.12ppm以上の日が、3局それぞれで2日ありました。

＜令和2年度の測定結果と環境基準の達成状況＞

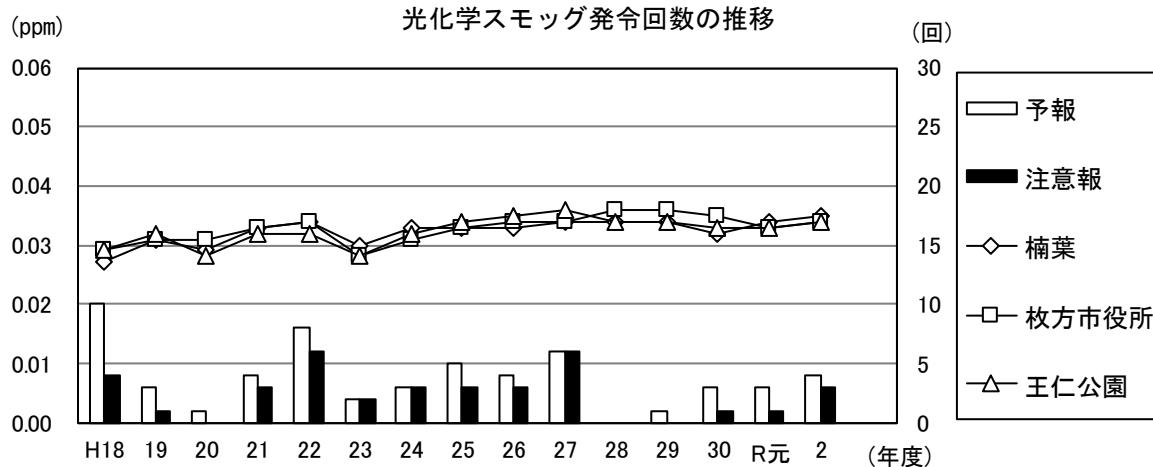
表 1-7 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた 日数と時間数 (日) (時間)		昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の 日数と時間数 (日) (時間)		昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	昼間の日最高 1時間値の 平均値 (ppm)	環境基準の評価 達成○ 未達成×
楠葉	0.035	85	425	2	2	0.133	0.050	×
枚方市役所	0.034	75	365	2	2	0.134	0.049	×
王仁公園	0.034	76	395	2	2	0.123	0.049	×

＜経年変化と光化学スモッグ発令回数＞

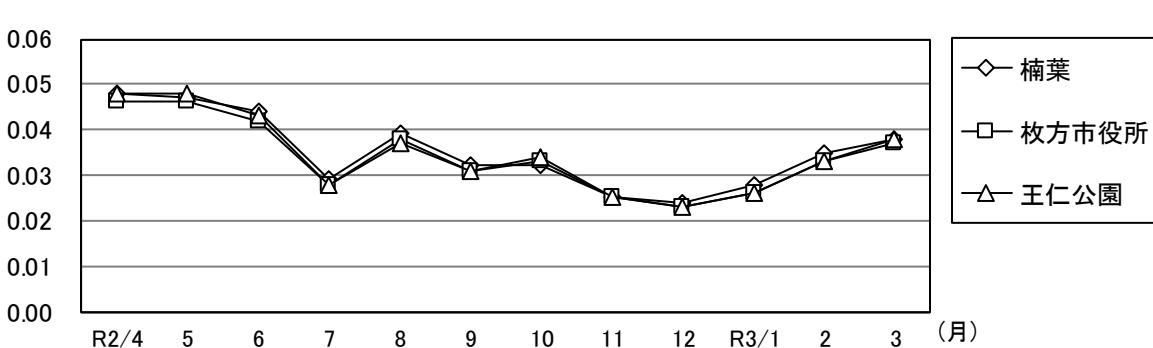
令和2年度の本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ発令回数は、予報4回、注意報3回でした。

図 1-14 光化学オキシダントの昼間1時間値の年平均値の経年変化と



＜年間の変動＞

図 1-15 光化学オキシダントの月平均値の変化



(5) 二酸化硫黄

令和2年度の二酸化硫黄濃度は、一般局の枚方市役所局及び自排局の中振局ともに環境基準を達成しました。

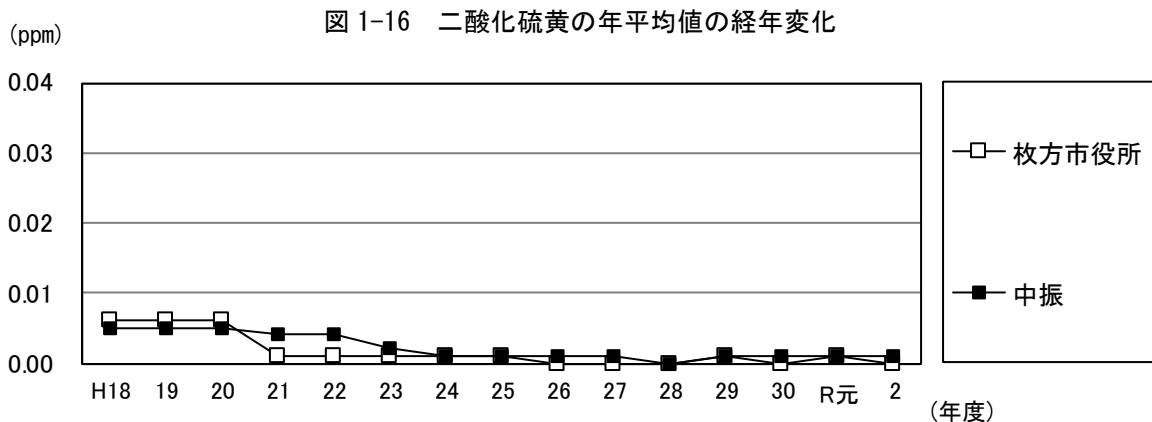
年平均値の経年変化は、低い水準で推移しています。

<令和2年度の測定結果と環境基準の達成状況>

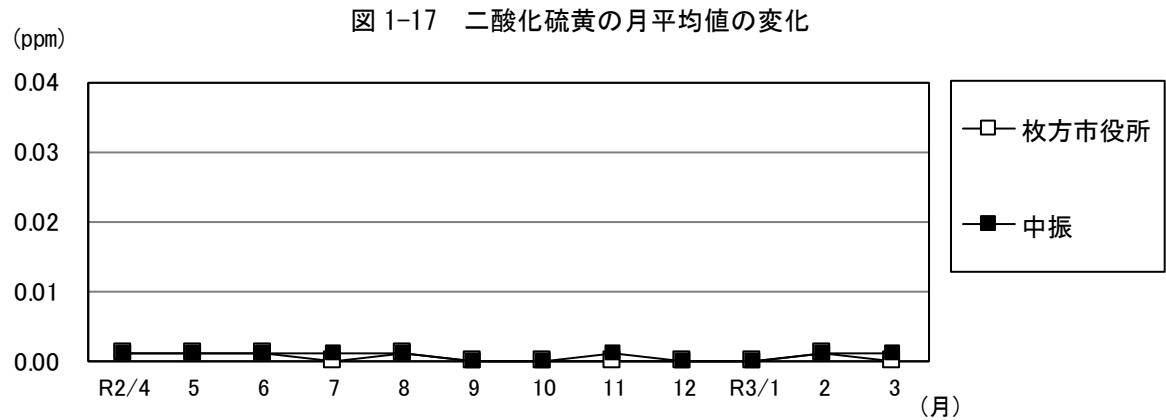
表 1-8 二酸化硫黄測定結果

測定局		年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppm を 超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準の評価	
							達成○ 未達成×	長期的評価 短期的評価
一般局	枚方市役所	0.000	0	0	0.007	0.002	無	○ ○
自排局	中 振	0.001	0	0	0.008	0.002	無	○ ○

<経年変化>



<年間の変動>



I. 大気環境の状況

(6) 一酸化炭素

令和2年度の一酸化炭素濃度は、自排局の中振局で環境基準を達成しました。

年平均値の経年変化は、低い水準で推移しています。

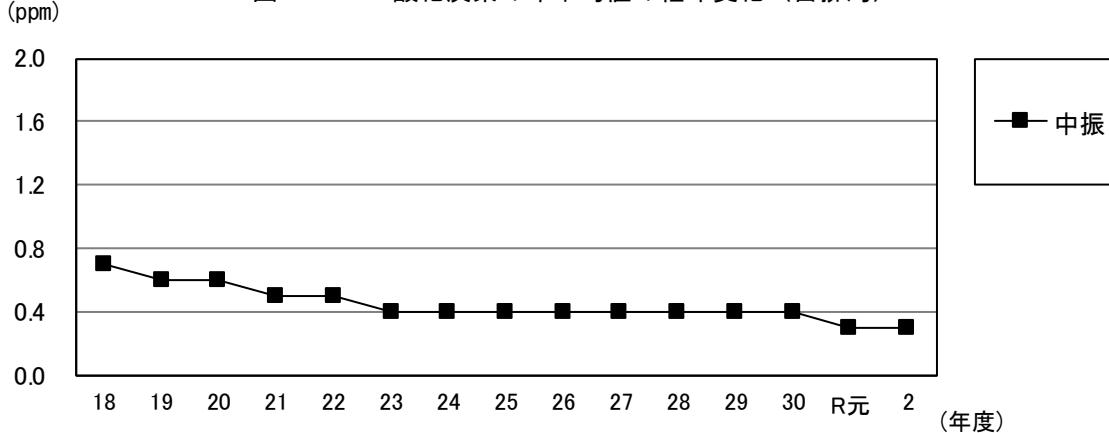
<令和2年度の測定結果と環境基準の達成状況>

表 1-9 一酸化炭素測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppm を 超えた回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を超えた 日が 2 日以上 連続したこと の有無	環境基準の評価	
							達成○	未達成×
中 振	0.3	0	0	1.0	0.5	無	○	○

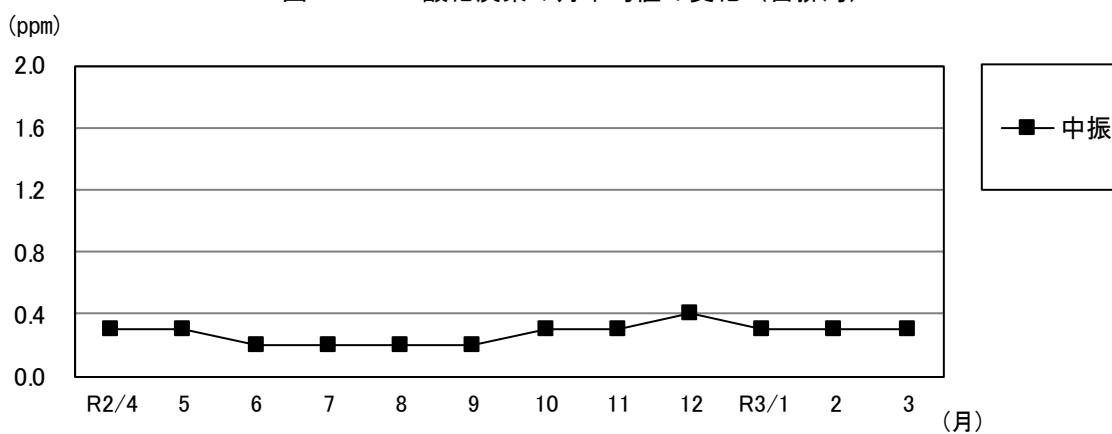
<経年変化>

図 1-18 一酸化炭素の年平均値の経年変化（自排局）



<年間の変動>

図 1-19 一酸化炭素の月平均値の変化（自排局）



(7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素には、環境基準は設定されていませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日）」で、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」とされています。

令和2年度は、年平均値0.12ppmC、午前6時から9時における3時間平均値の年平均値は0.14ppmCでしたが、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数は75日で、そのうち、0.31ppmCを超えた日数は20日ありました。

午前6時から9時における年平均値の経年変化については、低い水準で推移しています。

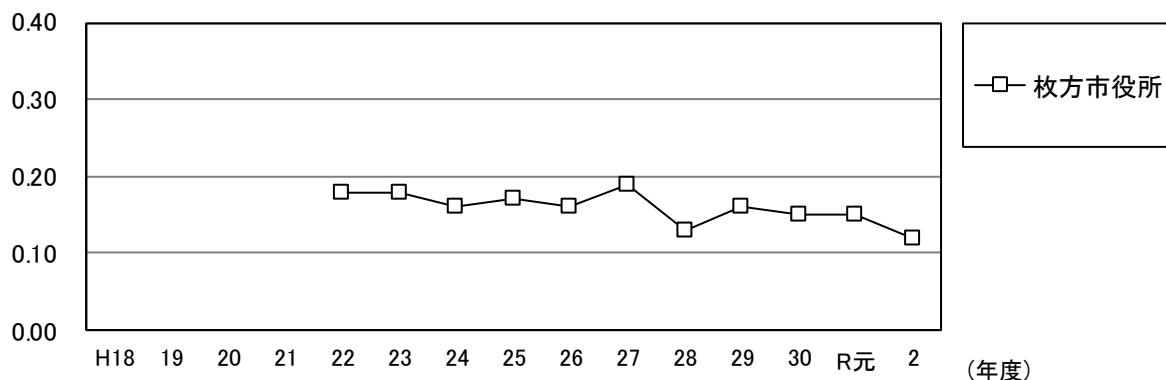
<令和2年度の測定結果と指針値との比較>

表 1-10 非メタン炭化水素測定結果

測定局	年平均値 (ppmC)	午前 6～9 時 3 時間平均値 の年平均値	午前 6～9 時 3 時間平均値 の最高値	午前 6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を 超えた日数	午前 6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を 超えた日数	指針値の評価 下回る○ 超過×
		(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)	
枚方市役所	0.12	0.14	0.43	75	20	×

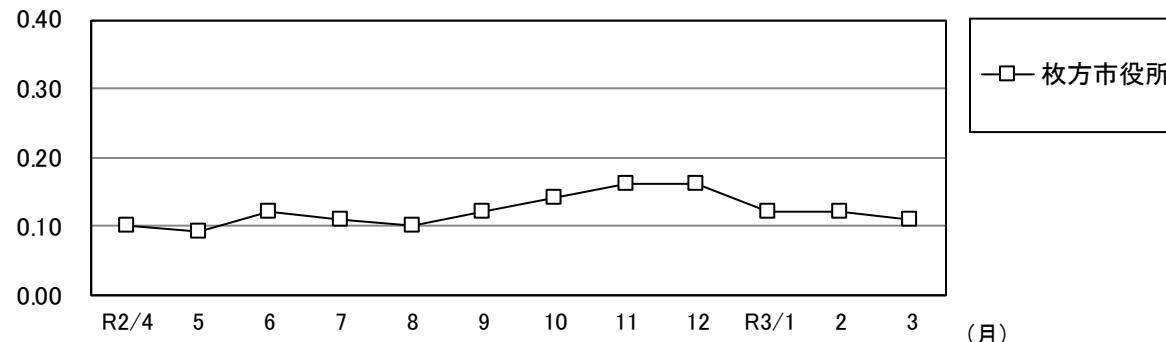
<経年変化>

図 1-20 非メタン炭化水素の午前 6～9 時における年平均値の経年変化（一般局）
(ppmC)



<年間の変動>

図 1-21 非メタン炭化水素の午前 6～9 時における月平均値の変化（一般局）
(ppmC)



2 有害大気汚染物質調査結果

大気中の濃度が低濃度であっても人が長期的に暴露された場合には人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、枚方市役所局（一般局）で21物質、招提局（自排局）で7物質について調査を行いました。

令和2年度の調査の結果、環境基準値が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成しました。また、環境基準が設定されていない物質のうち、指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物並びにマンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルについても、すべて指針値を下回っていました。

＜環境基準が設定されている物質の令和2年度の測定結果と環境基準の達成状況＞

表 1-11 環境基準が設定されている物質の調査結果（枚方市役所局）

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	環境基準値	環境基準の評価 達成○ 未達成×	年平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	○	1.0	0.34	2.4
トリクロロエチレン	130	○	0.29	0.051	0.98
テトラクロロエチレン	200	○	0.15	(0.040)	0.49
ジクロロメタン	150	○	1.3	0.51	2.9

表 1-12 環境基準が設定されている物質の調査結果（招提局）

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	環境基準値	環境基準の評価 達成○ 未達成×	年平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	○	0.9	0.46	2.2

＜指針値が設定されている物質の令和2年度の測定結果と指針値との比較＞

表 1-13 指針値が設定されている物質の調査結果（枚方市役所局）

物 質 名	単位	指針値	指針値の評価 下回る○ 超過×	年平均値	最小値	最大値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2	○	0.019	<0.012	(0.046)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	10	○	0.010	<0.011	0.035
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	40	○	1.8	1.1	2.8
ニッケル化合物	ngNi/m^3	25	○	2.3	0.78	5.4
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	18	○	0.29	0.16	0.58
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6	○	0.16	0.064	0.47
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	○	0.079	0.034	0.18
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	6	○	2.0	0.50	5.9
マンガン及びその化合物	$\mu\text{gMn}/\text{m}^3$	0.14	○	0.031	0.014	0.053
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	120	○	4.9	1.5	10
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	94	○	1.2	1.1	1.3

表 1-14 指針値が設定されている物質の調査結果（招提局）

物 質 名	単位	指針値	指針値の評価 下回る○ 超過×	年平均値	最小値	最大値
1, 3-ブタジエン	μg/m ³	2.5	○	0.11	0.050	0.23
アセトアルデヒド	μg/m ³	120	○	8.3	1.5	17

<指針値が設定されていない物質の令和2年度の測定結果>

表 1-15 有害大気汚染物質の調査結果（枚方市役所局）

物 質 名	単位	年平均値	最小値	最大値
クロム及びその化合物	ng/m ³	3.4	2.0	5.2
酸化エチレン	μg/m ³	0.076	0.052	0.12
トルエン	μg/m ³	7.6	4.0	13
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.015	<0.0097	0.022
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.093	0.024	0.19
ホルムアルデヒド	μg/m ³	5.3	1.7	12

表 1-16 有害大気汚染物質の調査結果（招提局）

物 質 名	単位	年平均値	最小値	最大値
クロム及びその化合物	ng/m ³	5.5	1.9	8.9
トルエン	μg/m ³	10	3.8	15
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.072	0.033	0.10
ホルムアルデヒド	μg/m ³	6.2	1.8	10

3 大気中のアスベスト濃度調査結果

令和2年11月10日から12日の3日間に、枚方市役所局で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点における3日間の幾何平均値は、0.081本/Lでした。なお、この値は、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアと比べて低い濃度でした。

<令和2年度の測定結果>

表 1-17 大気中のアスベスト濃度測定結果

(本/L)

調査地点	試料採取日	アスベスト濃度	平均値※
枚方市役所局	R2. 11. 10	<0.056	0.081
	R2. 11. 11	<0.056	
	R2. 11. 12	0.17	

※アスベストの環境濃度は、測定値を幾何平均で算出。（アスベストモニタリングマニュアルより）

参考：世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

<経年変化>

表 1-18 大気中のアスベスト濃度の平均値

(本/L)

調査地点	アスベスト濃度						
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
枚方市役所局	0.17	0.056	<0.056	<0.056	0.056	0.057	0.081

4 ダイオキシン類環境調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視として、大気1地点、河川水質3地点及び河川底質3地点、地下水質1地点、土壤1地点について、ダイオキシン類環境調査を実施しました。

令和2年度の調査の結果、大気、河川水質及び河川底質、地下水質、土壤のダイオキシン類濃度は、すべて環境基準値を下回っていました。

(1) 大気中のダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、一般局の枚方市役所局で調査を実施しました。ダイオキシン類濃度の年平均値は0.017 pg-TEQ/m³であり、環境基準値を下回っていました。

表 1-19 大気中のダイオキシン類濃度測定結果

調査地点	測定値					(pg-TEQ/m ³)
	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値	
枚方市役所局	0.011	0.012	0.026	0.019	0.017	0.6

(注) 試料採取日は春季：5/14～5/21、夏季：8/20～8/27、秋季：10/15～10/22、冬季：1/14～1/21

(2) 河川水質中及び河川底質中のダイオキシン類

河川水質中及び河川底質中のダイオキシン類は、船橋川、穂谷川及び天野川で調査を実施しました。河川水質中のダイオキシン類濃度の年平均値は0.20 pg-TEQ/L(天野川)～0.28 pg-TEQ/L(船橋川)、河川底質中のダイオキシン類濃度は0.17 pg-TEQ/g(穂谷川)～0.51 pg-TEQ/g(船橋川)であり、環境基準値を下回っていました。

表 1-20 河川水質中及び河川底質中のダイオキシン類濃度測定結果

(水質は pg-TEQ/L、底質は pg-TEQ/g)

調査地点	河川水質				河川底質	
	春季	秋季	年平均値	環境基準値	測定値	環境基準値
船橋川(新登橋上流)	0.26	0.29	0.28	1	0.51	150
穂谷川(淀川合流直前)	0.25	0.17	0.21		0.17	
天野川(淀川合流直前)	0.30	0.099	0.20		0.30	

(注) 河川水質の試料採取日は春季：5/20、秋季：10/16、河川底質は10/16

(3) 地下水質中のダイオキシン類

地下水質中のダイオキシン類は、枚方公園町地区の井戸で調査を実施しました。ダイオキシン類濃度は0.062 pg-TEQ/Lであり、環境基準値を下回っていました。

表 1-21 地下水質中のダイオキシン類濃度測定結果

(pg-TEQ/L)

調査地点	試料採取日	測定値	環境基準値
枚方公園町	R2.11.20	0.062	1

(4) 土壤中のダイオキシン類

土壤中のダイオキシン類は、楠葉中町西公園で調査を実施しました。ダイオキシン類濃度は2.9 pg-TEQ/gであり、環境基準値を下回っていました。

表 1-22 土壤中のダイオキシン類濃度測定結果

(pg-TEQ/g)

調査地点	試料採取日	測定値	環境基準値
楠葉中町西公園	R2.11.20	2.9	1000

II 水環境の状況

1-① 公共用水域の水質調査

(1) 市内河川の概要

本市域は、淀川と生駒山地の北端の間にひらけており、市南部の寝屋川水系の河川を除き、ほとんどの河川が淀川に流入しています。

淀川水系の主要な河川としては、一級河川である船橋川、穂谷川、天野川のほか、黒田川、安居川などがあり、直接淀川に注いでいます。これらの河川のうち、天野川は生駒山麓に源を発し、生駒市、交野市を経て本市域に至っており、広い流域面積を有していますが、他の河川はいずれも流域がほぼ本市域に限られ、流路延長も比較的短くなっています。また、市南西部を流域とする出口雨水幹線は、寝屋川水系に属しています。

(2) 水質調査の概要

本市では、市内の水質汚濁の状況を把握するため、環境基準点3地点、準基準点4地点のほか、独自測定点を設定し、河川10地点において水質調査を実施しています。

環境基準点3地点、準基準点4地点の調査については、水質汚濁防止法の規定により大阪府が策定した公共用水域の水質測定計画に基づくものとなっています。

独自測定点については、環境基準点の上流にあたる地点において、生活環境項目に重点を置いた測定を行っています。

図2-1 河川水質調査地点

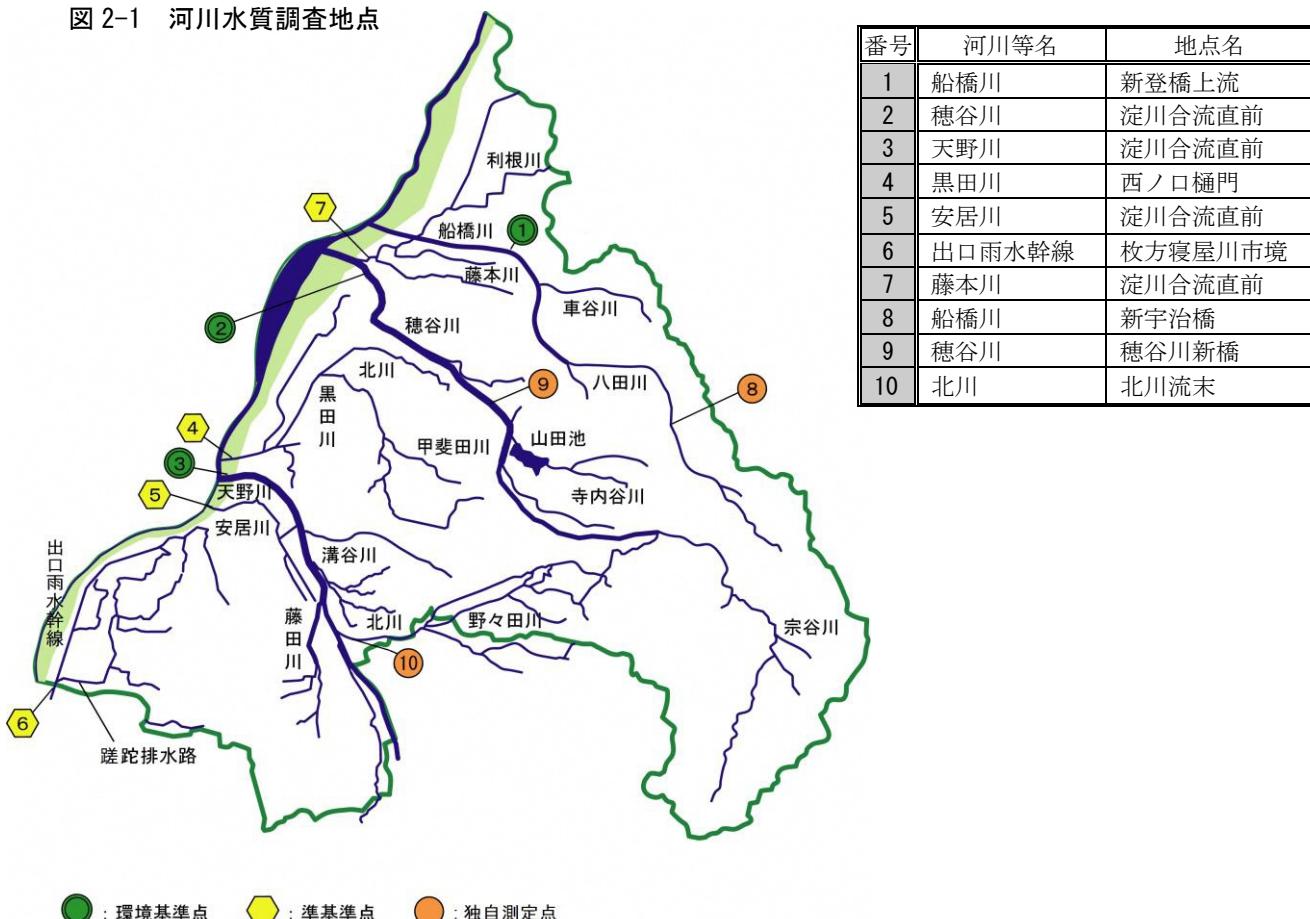


表 2-1 水質調査項目及び調査回数

調査項目	調査回数(回/年)			
	環境基準点	準基準点	独自測定点	
健康項目	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 (ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。)	4	2	-
	・PCB	1	1	-
	・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロパン ・ベンゼン	4	2	-
	・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・セレン	2	2	-
	・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	2	-
	・ほう素 ・ふつ素	4	2	-
	・1,4-ジオキサン	4	2	-
	・水素イオン濃度(pH)	48	24	4
	・溶存酸素量(DO) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD) ・浮遊物質量(SS) ・大腸菌群数(E-coli.)	12	6	4
	・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)	4	2	4
	・全亜鉛	12	4	4
	・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	4	2	-
特殊項目	・ノルマルヘキサン抽出物質 ・フェノール類 ・銅 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・りん酸性りん	1	1	-
	・硝酸性窒素 ・亜硝酸性窒素 ・アンモニア性窒素	4	2	-
要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオノン ・ダイアジノン ・フェニトロチオノン ・イソプロチオラン ・オキシン銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・EPN ・ジクロルボス ・フェノブカルブ ・イプロベンホス ・クロルニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン ・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン ・全マンガン ・ウラン ・フェノール ・ホルムアルデヒド ・4-t-オクチルフェノール ・アニリン ・2,4-ジクロロフェノール	1	1	-
	・トリハロメタン生成能 ・クロロホルム生成能 ・ブロモジクロロメタン生成能 ・ジブロモクロロメタン生成能 ・ブロロホルム生成能	1	1 又は 0	-

(注) 調査項目は、令和2年度大阪府公共用水域の水質測定計画による。

II. 水環境の状況

1-② 水質汚濁における環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康に関する環境基準（以下「健康項目」）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」）があります。

(1) 健康項目

カドミウム、全シアンなどの健康項目については、全ての地点で環境基準を達成しました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目に関しては、水域類型別に基準が定められており、淀川水系に属する一級河川の船橋川、穂谷川及び天野川の3河川が、いずれもB類型に指定されています。

① 生物化学的酸素要求量（BOD）

環境基準点3地点（船橋川、穂谷川、天野川）の全ての地点で環境基準を達成しました。

表2-2 環境基準点におけるBODの環境基準達成状況

河川名	地点名	環境基準値	BOD 75%値 (mg/L)	環境基準の評価 達成○ 未達成×
船橋川	新登橋上流	3mg/L 以下	2.1	○
穂谷川	淀川合流直前		1.9	○
天野川	淀川合流直前		1.3	○

（注）75%値：年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

② その他の項目

浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）については、全ての地点で環境基準を達成しました。水生生物の生息状況の適応性の指標である全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）についても、全ての地点で環境基準を達成しました。

表2-3 環境基準点における生活環境項目の状況

項目 河川名	環境基準値超過状況										環境基準達成状況					
	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数		全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	年平均値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)		
船橋川	19/48	40	2/12	17	0/12	0	0/12	0	2/12	17	0.030	○	<0.00006	○	0.0025	○
穂谷川	18/48	38	0/12	0	0/12	0	0/12	0	1/12	8	0.013	○	<0.00006	○	0.0006	○
天野川	14/48	29	0/12	0	0/12	0	0/12	0	2/12	17	0.014	○	<0.00006	○	0.0007	○

（注）nは総検体数、mは環境基準値超過検体数を示す。

参考：水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。
- 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。
- 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

河 川
ア.

②生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5, 000 MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級、 及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。

(注) MPN/100mLとは、最確数法 (M P N法) により算出した 100mL中の最確数を表す。

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

1-③ 水質調査結果

(1) 環境基準点でのBODの長期的変化

環境基準点におけるBODについては、年によって若干変動があるものの、減少傾向にあります。BOD75%値については、過去5年間では、3河川ともに1.3mg/L～3.0mg/Lの範囲で推移しています。

<経年変化>

図2-2 環境基準点でのBOD75%値の推移と環境基準値との比較
(mg/L)

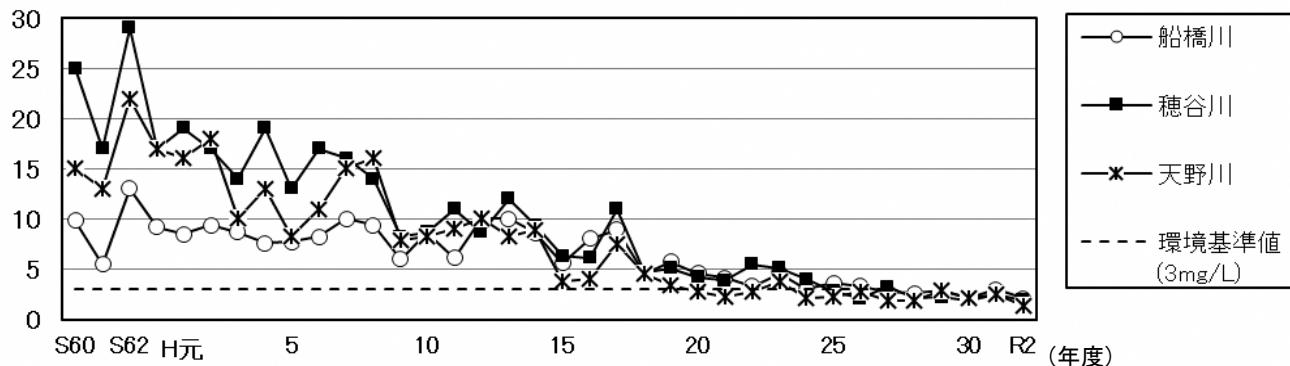


図2-3 環境基準点でのBODの年平均値の経年変化
(mg/L)

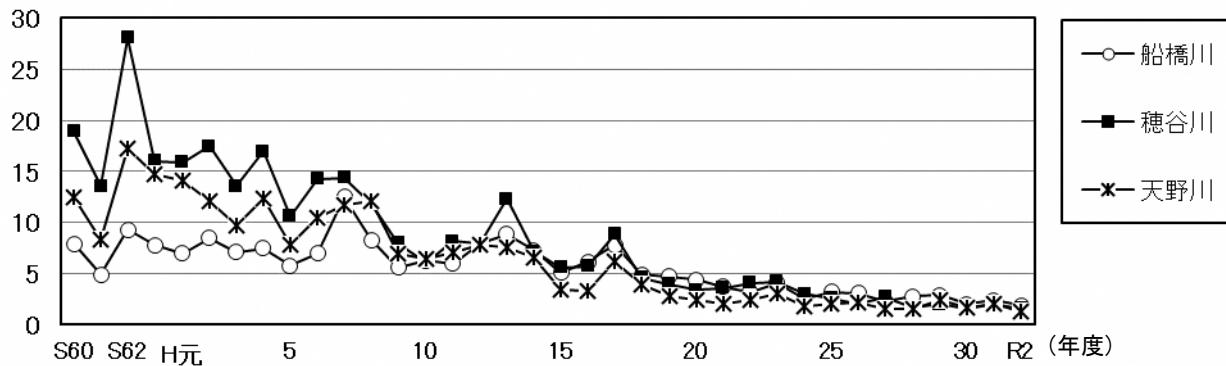
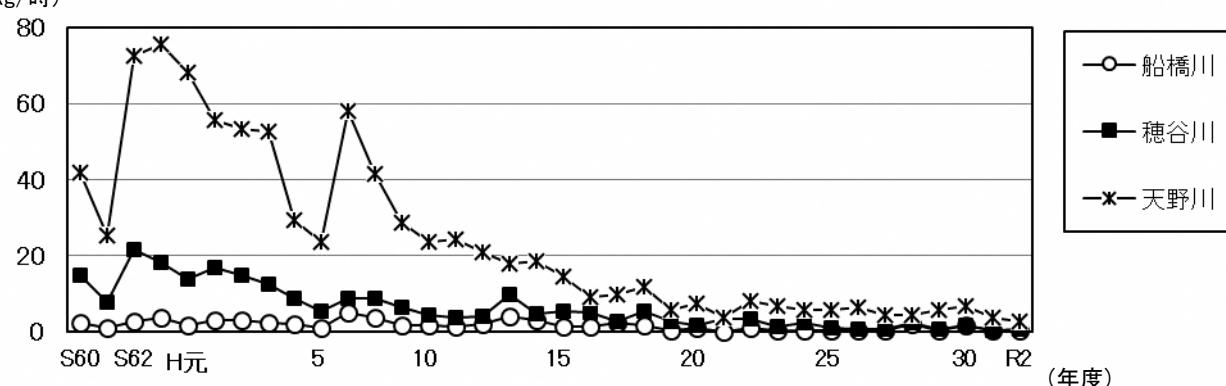


図2-4 環境基準点でのBODの汚濁負荷量※の経年変化
(kg/時)



※汚濁負荷量とは、河川水質（BOD）と河川水量の積で算出される河川を流れている有機汚濁量を1時間当たりのkgで表した指標。

(2) 準基準点での環境基準値との比較

準基準点については、生活環境項目の環境基準は適用されませんが、河川の汚濁状況をみるため、環境基準値との比較を表2-4に示します。淀川水系の黒田川、安居川及び藤本川についてはB類型の基準と、寝屋川水系の出口雨水幹線については、C類型の基準との比較を行っています。

浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）については全ての地点で環境基準値を満足していました。全亜鉛については、安居川で環境基準値を超過していました。ノニルフェノール、LASは全地点で環境基準値を下回っていました。

表 2-4 準基準点における生活環境項目の状況

項目 河川	環境基準値超過状況										環境基準値との比較 下回る○ 超過×					
	p H		B O D		S S		D O		大腸菌群数		全亜鉛		ノニルフェノール		L A S	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	年平均値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)			
黒田川	8/24	33	0/6	0	0/6	0	0/6	0	0/6	0	0.013	○	<0.00006	○	0.0018	○
安居川	0/24	0	1/6	17	0/6	0	0/6	0	6/6	100	0.036	×	<0.00006	○	0.015	○
藤本川	9/24	38	2/6	33	0/6	0	0/6	0	1/6	17	0.020	○	<0.00006	○	0.0015	○
出口雨水幹線	0/24	0	0/6	0	0/6	0	0/6	0	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) n は総検体数、m は環境基準値を超えた検体数を示す。

(3) 独自測定点での環境基準値との比較

独自測定点では、生活環境項目の環境基準は適用されませんが、河川の汚濁の状況をみるため、環境基準値との比較を表2-5に示します。

溶存酸素量（DO）について、環境基準値を満足していました。

表 2-5 各水系における生活環境項目の環境基準値超過状況

地点名	項目	p H		B O D		S S		D O		大腸菌群数	
		m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
船橋川水系	新宇治橋	1/4	25	1/4	25	1/4	25	0/4	0	2/4	50
穂谷川水系	穂谷川新橋	2/4	50	1/4	25	1/4	25	0/4	0	1/4	25
天野川水系	北川流末	2/4	50	2/4	50	0/4	0	0/4	0	1/4	25

(注) n は総検体数、m は環境基準値を超えた検体数を示す。

(4) その他項目

① 特殊項目

人体に対する生理的な障害は少ないとされていますが、排水基準が設定されています。水域の特性を把握するために必要な項目で、銅、溶解性鉄等の11項目が定められていますが、指針値は設定されていません。令和2年度は、市内7地点で調査を行いました。

② 要監視項目

人の健康の保護に関する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、国において引き続き知見の集積に努めるべき物質として31項目が設定されています。市内7地点で測定した結果、指針値を超えて検出された地点はありませんでした。

③ 特定項目

「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の規定に基づき、上水道水源水域としてトリハロメタン生成能が設定されており、6地点で測定を行いました。

2 地下水質調査結果

市域における地下水質の概況を把握するための「概況調査」、発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための「汚染井戸周辺地区調査」及び地下水汚染の継続的な監視を行うための「継続監視調査」を実施しています。これらの地下水の汚濁状況の調査は、水質汚濁防止法の規定により大阪府が策定した地下水水質測定計画に基づくものです。

(1) 概況調査

令和2年度は、招提元町地区、杉地区及び枚方公園町地区の合計3地点について調査を実施しました。3地点のすべての項目で環境基準値を下回っていました。

表 2-6 地下水質概況調査結果

(mg/L)

項目	招提元町	杉	枚方公園町	環境基準値
	R2.11.20	R2.11.20	R2.11.20	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/L 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと
P C B	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.6	3.3	<0.08	10 mg/L 以下
ふつ素	<0.08	0.29	<0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/L 以下

(注) アルキル水銀は総水銀が検出された場合のみ測定を行う。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに汚染や汚染の恐れが発見された場合、その広がりや原因を調べる調査です。

令和2年度は、汚染井戸周辺地区調査は実施していません。

(3) 繼続監視調査

汚染の継続的な監視が必要とされた12地区のうち、令和2年度は合計9地区で調査を行いました。また、天然に存在する物質や肥料由来と思われる物質が原因と考えられる4地区については、平成25年度より4年に一度の頻度で調査を行っています。

その結果、出屋敷西町地区でクロロエチレンが、中宮山戸町地区でテトラクロロエチレンが、尊延寺馬廻地区で砒素が、茄子作北町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、それぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査で監視をしている井戸で、汚染の改善が一定期間以上みられた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、調査等を終了することとしています。

参考：地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう（定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L）。

2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。

また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。

3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L を越える検体数が調査対象検体数の 37%以上である場合を不適とする。（昭和49年12月23日付け：環水管第182号）

III 騒音の状況

1. 騒音調査結果

道路に面する地域29地点及びそれ以外の地域（以下「一般地域」）24地点のうち、令和2年度は道路に面する地域8地点、一般地域8地点で環境騒音モニタリング調査を実施しました。

なお、過去の騒音測定結果を精査し、測定地点の状況に変化が無いことを確認したうえで「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（環境省）に従い、5年以内に1回のローリング方式で調査を行っています。

また、国道1号の国土交通省が測定している地点については、測定データの提供を受けています。

(1) 道路に面する地域

令和2年度の調査の結果、面的評価による環境基準の達成状況は、市全体で昼夜ともに達成できたのは23,365戸(95.6%)、昼間のみ達成は624戸(2.6%)、夜間のみ達成は7戸(0.0%)で、446戸(1.8%)については、昼夜ともに環境基準を超過していました。

表3-1 道路に面する地域の環境基準達成状況

道路の種別	評価区間延長(km)	評価区間	評価対象住居等戸数	昼夜とも基準値満足	昼間のみ基準値満足	夜間のみ基準値満足	昼夜とも基準値超過
一般国道	26.5	37	5,277戸	4,781戸 (90.6%)	215戸 (4.1%)	0戸 (0.0%)	281戸 (5.3%)
府道	52.5	44	19,165戸	18,584戸 (97.0%)	409戸 (2.1%)	7戸 (0.0%)	165戸 (0.9%)
全 体	79.0	81	24,442戸	23,365戸 (95.6%)	624戸 (2.6%)	7戸 (0.0%)	446戸 (1.8%)

(2) 一般地域

一般地域の騒音レベルは、全ての地点で環境基準を達成しました。

表3-2 一般地域の環境基準達成状況

地域の区分	地点数	昼間			夜間		
		環境基準値	測定値(Leq)	適合地点数(適合率%)	環境基準値	測定値(Leq)	適合地点数(適合率%)
A地域 専ら住居の用に供される地域	12	55dB 以下	37～ 44dB	12 (100%)	45dB 以下	30～ 39dB	12 (100%)
B地域 主として住居の用に供される地域	6	55dB 以下	41～ 49dB	6 (100%)	45dB 以下	33～ 44dB	6 (100%)
C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	6	60dB 以下	40～ 46dB	6 (100%)	50dB 以下	34～ 42dB	6 (100%)
全 地 域	24	—	37～ 49dB	24 (100%)	—	30～ 44dB	24 (100%)

参考：騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

道路に面する地域で、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ② 道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ② 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該 当 地 域
AA	枚方市内は該当なし
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

IV 地盤環境の状況

1. 地盤沈下水準測量結果

市域の地盤沈下状況を把握するため、市内42地点に一級水準点を設置して、昭和47年度から水準測量を実施しています。地盤沈下については沈静化してきているため、平成元年度以降は隔年で水準測量を行っていましたが、さらに、平成21年度以降は、大阪府に合わせて3年に1回、水準測量を実施することとしました。

平成30年度に市内42地点で調査を行った結果は、前回（平成27年度）の測定値と比べて、すべての水準点で大きな変動はありませんでした。

図 4-1 枚方市水準点の位置

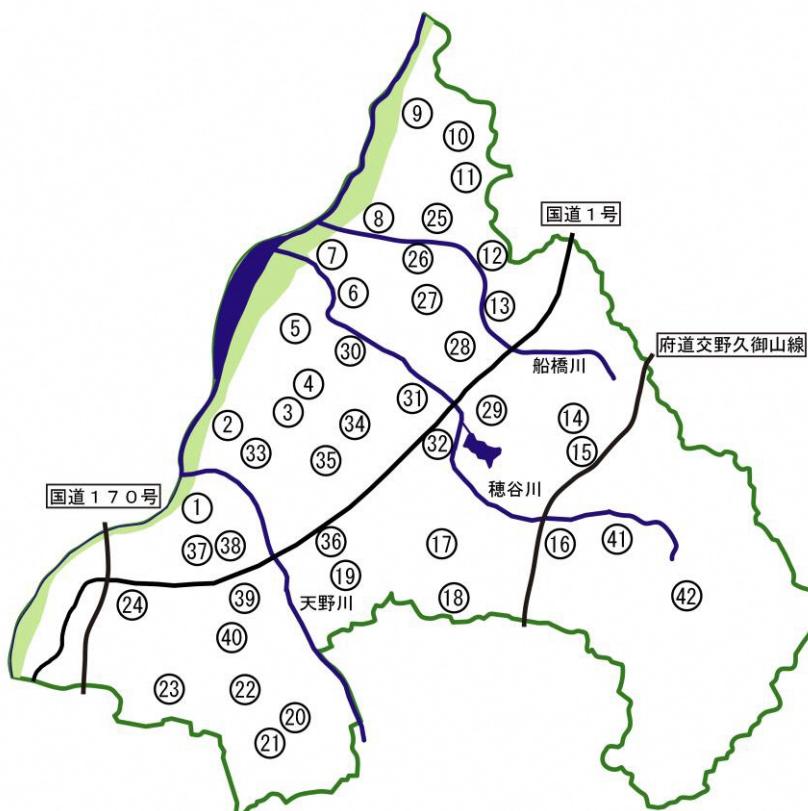


表 4-1 枚方市内地盤沈下変動量（平成 30 年度）

(単位 : cm)

番号	地 点	平成 27 年度比	番号	地 点	平成 27 年度比	番号	地 点	平成 27 年度比
1	三矢公園	+0.02	15	菅原小学校	+0.39	29	田口山配水場	+0.46
2	八幡神社	+0.69	16	津田支所	+0.25	30	牧野車塚公園	+0.72
3	高陵小学校	+1.02	17	水道局春日事務所	+0.46	31	山田神社	+0.56
4	殿山第一小学校	+0.88	18	春日公会堂	+0.22	32	円通寺	+0.42
5	清伝寺	+0.28	19	桜丘小学校	+0.64	33	市道枚方牧野線	+0.61
6	牧野公園	+0.66	20	春日神社	+0.82	34	山田小学校	+0.56
7	藤本川ポンプ場	+0.55	21	春日小学校	+0.82	35	中宮公園	+0.57
8	上下水道部北部別館	移設※	22	香陽小学校	+0.86	36	星丘中央線	+0.67
9	町楠葉会館	+0.06	23	第二中学校	+0.64	37	鷹塚山配水池	+0.91
10	樟葉小学校	+0.25	24	蹉跎小学校	+1.08	38	枚方第二小学校	+0.85
11	七つ松公園	+0.23	25	二宮公園	+0.44	39	山之上小学校	+0.46
12	中の池公園	-0.15	26	牧野小学校	+0.20	40	第四中学校	-0.31
13	北部区画第 2 号線	+0.23	27	殿山第二小学校	+0.44	41	総合福祉センター	+0.12
14	菅原保育所跡地	+0.31	28	招提小学校	+0.35	42	氷室小学校	+0.01

※平成28年度に新名神高速道路建設工事に伴い、水準点番号8を北部下水処理場跡地から上下水道部北部別館に移設した。

2. 地下水位測定結果

地盤沈下は、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、地下の帶水層の上下にある粘土層中の水が擠り出され、圧密することにより引き起こされる現象です。このことから、地盤沈下の兆候を把握するため、市内5地区で地下水位状況を監視しています。

地下水位（静水位）の年平均値の経年変化は、全ての地区で大きな変化はみられませんでした。

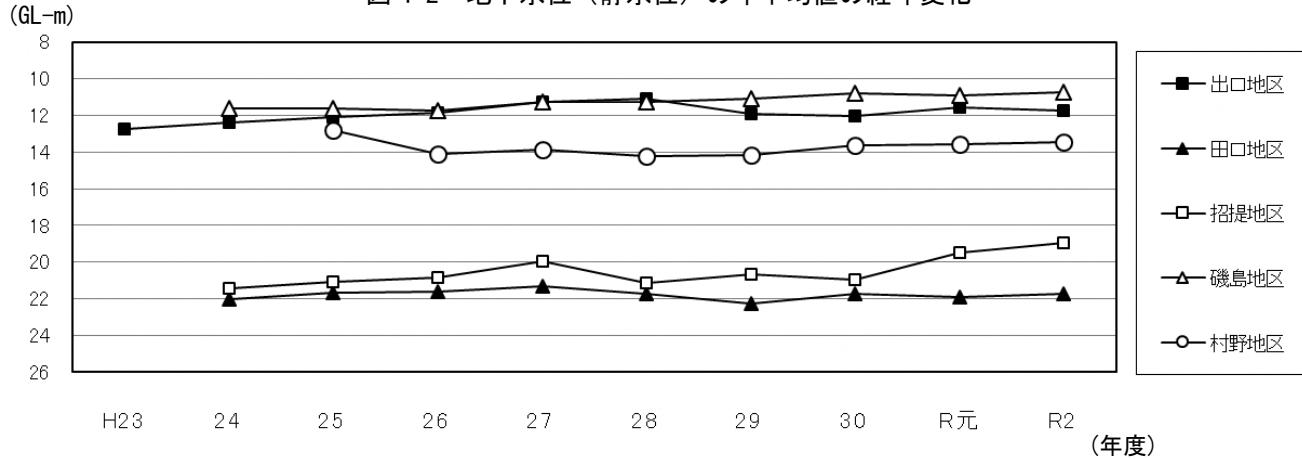
月平均値の変化については、田口地区、村野地区、磯島地区の3地区では夏季に地下水位が低下していますが、その後、おおむね元の水位まで回復しています。出口地区については、地下水位に若干の変動が見られますが、年間を通じての大幅な地下水位の低下はありませんでした。招提地区では、特に変化は見られませんでした。

なお、本市が実施する地下水位測定のほか、枚方市公害防止条例により、指定揚水施設※の設置者に地下水位の測定・記録と市への報告を義務づけています。

※指定揚水施設とは、農業・修景・非常用・地下水の水質保全以外の用途の揚水施設のことをいう。なお、揚水施設とは動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機（ポンプ）の排出口の断面積が 6cm^2 を超えるもの。

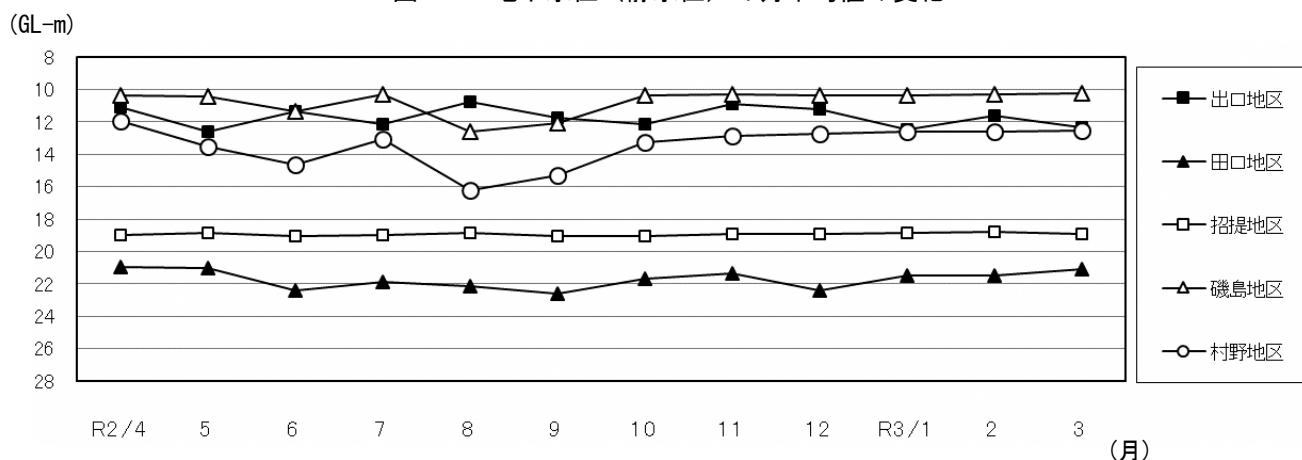
<経年変化>

図4-2 地下水位（静水位）の年平均値の経年変化



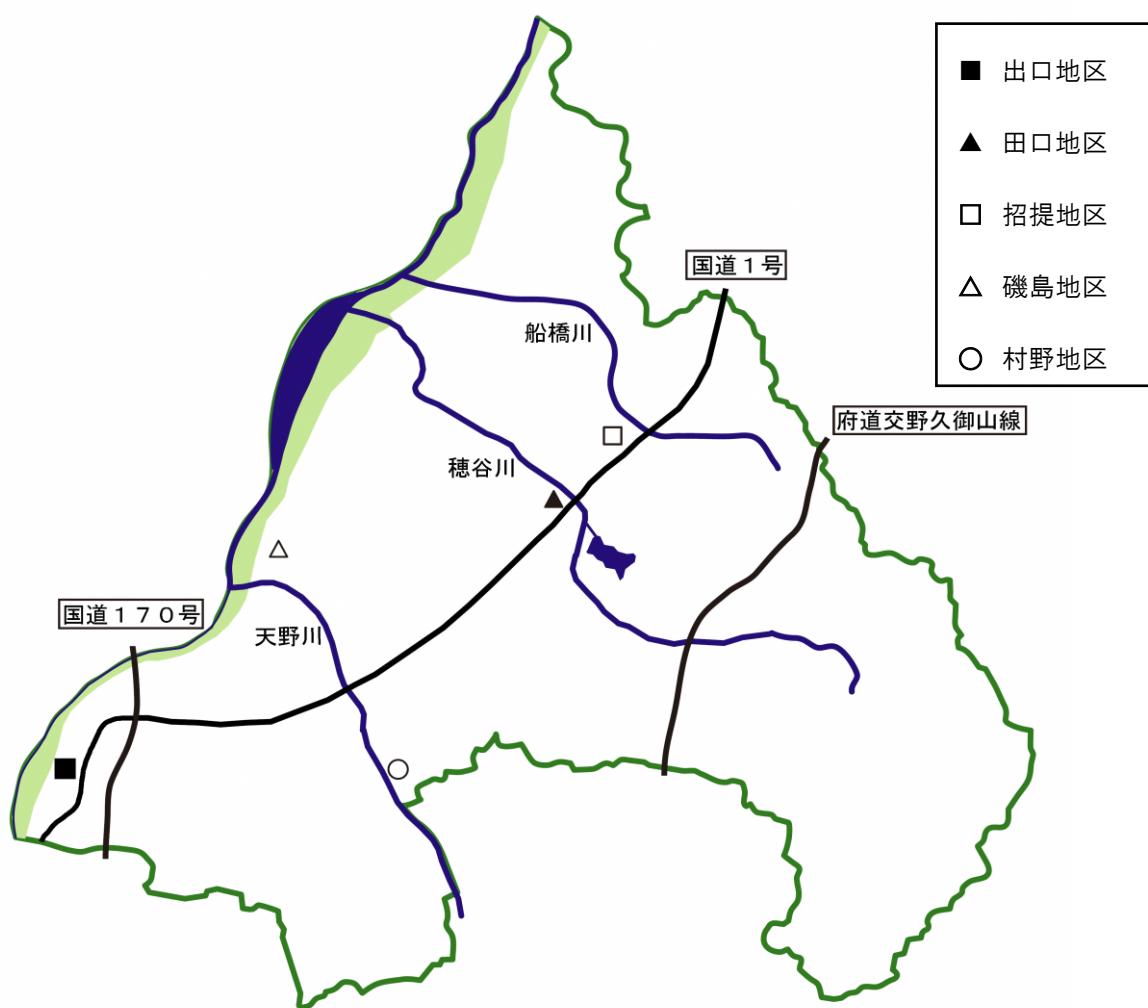
<年間の変動>

図4-3 地下水位（静水位）の月平均値の変化



IV. 地盤沈下の状況

図 4-4 地下水位測定地区



第2部

工場・事業場の規制状況

1 硫黄酸化物（SO_x）・窒素酸化物（NO_x）総量規制等対象工場・事業場

(令和3年3月31日現在)

種別	対象工場・事業場の名称	SO _x 総量規制	NO _x 総量規制	オキシダント 緊急時対象工場
工 場	(株)Mizkan 大阪工場	○	—	—
	共英製鋼(株) 枚方事業所	○	○	○
	(株)クボタ 枚方製造所	○	○	○
	(株)小松製作所 大阪工場	○	○	○
	日本精線(株) 枚方工場	○	—	—
	(株)ユニオン	○	—	—
	理研ビタミン(株) 大阪工場	○	—	—
	エムケイ産業(株)	—	—	○
	ジェイフィルム(株) 大阪工場	—	—	○
	ユニオンケミカ一(株)	—	—	○
事 業 場	大化工業(株) 春日第2工場	—	—	○
	共同企業体 枚方アスコン	○	—	—
	関西医科大学	○	—	—
	枚方市東部清掃工場	○	○	○
	枚方市立穂谷川清掃工場	○	○	○
	星ヶ丘医療センター	○	—	—
	淀川左岸流域下水道済みらいセンター	○	○	○

2 水質汚濁防止法（水濁法）又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）により、生活環境項目の排水規制を受けている特定（届出）事業場

(令和3年3月31日現在)

(排水量単位：m³/日)

放流水域	特定（届出）事業場名	平均排水量
淀川 船橋川	* +枚方カントリー倶楽部	110
	ホテルラピス	49
	やんちゃな子猫	44
	ホテルミロワール	42
	生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(C)	245
	その他事業場総排水量 (D)	11.8
	届出対象事業場排水量 小計(C+D)	256.8
淀川 穂谷川	* 社会福祉法人枚方療育園	501
	京セラドキュメントソリューションズ㈱ 枚方工場	114
	* +枚方市立野外活動センター	85
	* PGM プロパティーズ㈱ 枚方国際ゴルフ倶楽部	71
	+グリーンハイツ尊延寺	46
	+春日丘幼稚園	46
	生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(A)	863
川 天野川	その他事業場総排水量 (B)	115.3
	届出対象事業場排水量 小計(A+B)	978.3
	* 日本精線㈱ 枚方工場	2,156.7
	* ㈱Mizkan 大阪工場	1,311
	* +フジパン㈱ 枚方工場	514
	(㈱)ナカキン 枚方工場	120
	* +高井病院	65
	(㈱)イートアンドフーズ 関西工場	43
	大阪府立枚方津田高等学校	43
	生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(A)	4,252.7
	その他事業場総排水量 (B)	220.32
	届出対象事業場排水量 小計(A+B)	4,473.02

* 総量規制対象工場・事業場。

+ 指定地域特定施設のみを設置する事業場。

(令和3年3月31日現在)

(排水量単位: m³/日)

放流水域	特定(届出) 事 業 場 名		平均排水量
淀川	黒田川	* 株クボタ 枚方製造所	2,687
		* 明治油脂株 大阪工場	665
		* 株小松製作所 大阪工場	765
		* フジデリカ 関西工場	230
		* 医療法人北辰会 有澤総合病院	215
		* キヨーイチ枚方複合施設	160
		* サンヨーホームズ株 生産本部 共英製鋼株 枚方事業所	120 40
		+ 枚方市立山田中学校	40
		+ 枚方玉泉院	36
		+ 枚方市立教育文化センター	31
		京阪バス株 枚方営業所	30
		生活環境項目規制対象事業場排水量 小 計(C)	5,019
	その他河川	その他事業場総排水量 (D)	149.75
		届出対象事業場排水量 小 計(C+D)	5,168.75
		* +ガーデン楠葉	50
寝屋川	その他河川	生活環境項目規制対象事業所排水量 小 計(A)	50
		その他事業場総排水量 (B)	31
		届出対象事業所排水量 小 計(A+B)	81
		生活環境項目規制対象事業場排水量 合 計(C)	10,429.7
	その他河川	その他事業場総排水量 (D)	528.17
		届出対象事業場排水量 合 計(C+D)	10,957.87
		出口 ひらかたパーク	243
	雨水幹線	* ホテルリープ・ハーバー	85
		* +三井倉庫ロジスティクス株	60
	* 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター (注)		161,410
	生活環境項目規制対象事業場排水量 合 計(E)		161,798
	その他事業場総排水量 (F)		67.2
	届出対象事業場排水量 合 計(E+F)		161,865.2

全河川	生活環境項目規制対象事業場排水量	総合計(G)	172,227.7
	その他事業場総排水量 (H)		595.37
	届出対象事業場排水量	総合計(G+H)	172,823.07

* 総量規制対象工場・事業場。

+ 指定地域特定施設のみを設置する事業場。

(注) 放流水の一部を枚方市駅周辺の修景用水等に再利用後、安居川を経て淀川へ放流しており、水濁法では上水道水源地域に係る排水基準が適用される。

3 濱戸内海環境保全特別措置法（濱戸内法）、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例対象の業種別水域別工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

	淀川水系					寝屋川水系	合計
	船橋川	穂谷川	黒田川	天野川	その他		
食料品製造業	7	1	3 (2)	6 (2)	2	1	20 (4)
パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1			2
印刷・同関連業	1			1			2
化学工業	6		2	5		2	15
窯業・土石製品製造業	2	3		2		1	8
鉄鋼業			1 (1)	3 (1)			4 (2)
非鉄金属製造業				2 (1)			2 (1)
金属製品製造業	10		1 (1)	7		3	21 (1)
機械器具製造業	4	2 (1)	2 (2)	2		3	13 (3)
その他の製造業	2			2			4
製造業小計	33	6 (1)	9 (6)	31 (4)	2	10	91 (11)
その他	畜産農業		3				3
	上水道業			1	1		2
	下水道業					1 (1)	1 (1)
	道路旅客運送業	2		1 (1)	2		5 (1)
	飲食料品小売業	1	3	2	2	1	9
	自動車・自転車小売業	5	1	12	4	1	28
	その他の小売業	3	2	6	5	10	34
	一般飲食店		2	3	2	3	11
	宿泊業	4 (3)	3 (1)		2	2 (1)	11 (5)
	医療業		2 (1)	1	2	1	7 (1)
	教育・学習支援業	2	1		1	1	5
	学術・開発研究機関	2			4	1	7
	洗濯業・浴場業	3	1	2	9	3	20
	その他生活関連サービス業		1	3	4	4	14
	廃棄物処理業			1		1	2
	自動車整備業	2				1	3
	し尿処理施設			2 (1)	2 (1)	1	5 (2)
	指定地域特定施設	1 (1)	7 (3)	5 (4)	5 (2)	1 (1)	1 (1)
	その他		1			1	1 (1)
その他小計		25 (4)	27 (5)	39 (6)	45 (3)	27 (1)	27 (4)
合 計		58 (4)	33 (6)	48 (12)	76 (7)	29 (1)	37 (4)
合 計							
281 (34)							

(注) () は、水濁法または府条例により生活環境項目の排水規制を受けている工場・事業場の数で、内数を示す。

4 業種別排水基準不適合状況及び改善指導数

(令和2年度)

業種	*対象工場・事業場数	延べ採水件数	不適合状況			行政措置				不適合状況の内訳 (項目別)							
						水濁法		府条例									
			不適合の恐れのある検体数	計		改善勧告	改善命令	排出水一時停止命令	改善勧告	改善命令	排出水一時停止命令	水素イオン濃度	大腸菌群数	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	六価クロム化合物
食料品製造業	7	5	2	1	3									1	1	1	3
パルプ・紙・紙加工品製造業	1																
印刷・同関連業	1																
化学工業	5	1															
窯業・土石製品製造業	5	1	1		1											1	1
鉄鋼業	2	1															
非鉄金属製造業	2																
金属製品製造業	7	1															
機械器具製造業	5	3															
その他の製造業																	
製造業小計	35	12	3	1	4									1	1	1	4
その他	畜産農業	3															
	上水道業																
	下水道業	1															
	道路旅客運送業	2	1														
	飲食料品小売業																
	自動車・自転車小売業	17															
	その他の小売業	14															
	一般飲食店	5	1														
	宿泊業	9	1														
	医療業	1															
	教育・学習支援業																
	学術・開発研究機関	1	1														
	洗濯業・浴場業	6															
	その他生活関連サービス業	2															
	廃棄物処理業																
	自動車整備業																
	し尿処理施設	4	3	1	1									1			1
	指定地域特定施設	20	8	2	1	3								2	1		3
	その他	2															
その他小計		87	15	2	2	4								2	2		4
合計		122	27	5	3	8								2	2	1	8

*対象工場・事業場数とは、瀬戸内法、水濁法及び府条例対象のうち、汚水を下水道へ接続していて、公共用水域の排水規制を受けない工場・事業場を除いた数。

5 下水道区域における業種別処理区別の工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

業種	渚処理区	鴻池処理区	合計	
食料品製造業	12 (3)	1	13 (3)	
パルプ・紙・紙加工品製造業	2 (2)		2 (2)	
石油製品・石炭製品製造業	1 (1)		1 (1)	
ゴム製品製造業	1		1	
印刷・同関連業	1		1	
化学工業	9 (1)	2 (1)	11 (2)	
プラスチック製品製造業	4 (3)		4 (3)	
窯業・土石製品製造業	3 (1)		3 (1)	
鉄鋼業	1		1	
非鉄金属製造業	1 (1)		1 (1)	
金属製品製造業	14 (2)	1	15 (2)	
生産用機械器具製造業	3		3	
はん用機械器具製造業	4 (1)	2	6 (1)	
製造業小計	56 (15)	6 (1)	62 (16)	
その他	熱供給業	1 (1)	1 (1)	
	水道業	2	2	
	道路貨物運送業	3	3	
	道路旅客運送業	2	2	
	卸売・小売業	各種商品小売業 百貨店 機械器具小売業 その他の小売業	1 (1) 3 (3) 7 12	1 (1) 3 (3) 11 18
	飲食店	16 (5)	2 (1)	18 (6)
	宿泊業	6 (6)	2 (2)	8 (8)
	医療業	9 (3)	4 (3)	13 (6)
	学校等	学校教育 その他の教育学習支援業	7 (3) 1 (1)	8 (4) 1 (1)
	サービス業	学術・開発研究機関 洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業 廃棄物処理業 娯楽業 自動車整備業 機械等修理業 地方公務	6 16 (1) 7 (2) 2 2 (1) 4 1 (1) 3 (2)	6 20 (1) 12 (3) 3 3 (1) 5 1 (1) 3 (2)
	その他小計	110 (29)	32 (9)	142 (38)
	合計	166 (44)	38 (10)	204 (54)

(注)・() は、特定事業場以外の工場・事業場の数で、内数を示す。

・業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類による。

6 下水道区域の業種別排除基準不適合状況及び改善指導数

(令和2年度)

業種	対象工場・事業場数	延べ採水件数	不適合検体数	行政措置				不適合状況の内訳 (項目別)								
				下水道法		条例		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	燐含有量	亜鉛及びその化合物	トリクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレ	鉄及びその化合物	計
				改善勧告	改善命令	下水排除一時停止命令	改善勧告									
食料品製造業	13	12	3							1	1	1				3
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1														
石油製品・石炭製品製造業	1	2	2											1	1	2
ゴム製品製造業	1	1														
印刷・同関連業	1															
化学工業	11	8														
プラスチック製品製造業	4															
窯業・土石製品製造業	3	1														
鉄鋼業	1															
非鉄金属製造業	1															
金属製品製造業	15	6	2						1				1			2
生産用機械器具製造業	3	2														
はん用機械器具製造業	6	2														
製造業小計	62	35	7							1	1	1	1	1	1	7
熱供給業	1	5														
水道業	2	1														
道路貨物運送業	3															
道路旅客運送業	2															
卸売小売業	各種商品小売業	1														
	百貨店	3														
	機械器具小売業	11														
	その他の小売業	18														
飲食店	18	1														
宿泊業	8															
医療業	13															
学校等	学校教育	8	5													
	その他の教育・学習支援業	1														
サービス業	学術・開発研究機関	6	3													
	洗濯・理容・美容・浴場業	20	1	1					1							1
	その他の生活関連サービス業	12	2													
	廃棄物処理業	3	2													
	娯楽業	3														
	自動車整備業	5	3	2						1						1
	機械等修理業	1	1													
	地方公務	3														
その他小計	139	24	3						2							1
合計	201	59	10						3	1	1	1	1	1	1	10

7 枚方市公害防止条例に基づく指定揚水施設の地下水採取状況（地域区分別）

令和2年度の、西部地域、中部地域、東部地域における指定揚水施設の地下水採取状況は以下のとおりです。前年度と比較して、西部地域では、工場等数及び井戸本数が増加し、地下水採取量は5.1%の増加となりました。中部地域では、工場等数及び井戸本数に増減がありませんでしたが、地下水採取量は、1.3%の減少となりました。東部地域では、工場等数及び井戸本数に増減がありませんでしたが、地下水採取量は、1.7%の増加となりました。

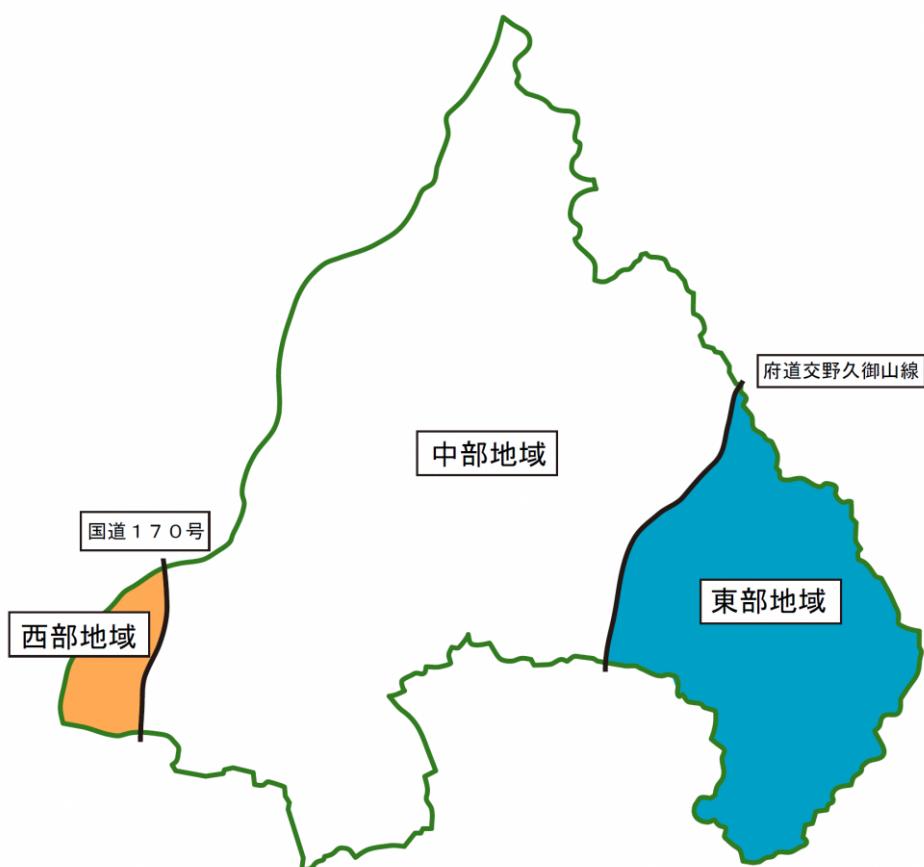
市域全体としては、前年度と比較して、地下水採取量は0.4%減少して3,491,601m³となりました。

(令和2年度)

地域区分	工場等数 【対前年度増減数】	井戸本数 【対前年度増減数】	採取量 (m ³ /年) 【対前年度増減率(%)】
西部地域	6 【+1】	8 【+1】	407,232 【+5.1】
中部地域	38 【±0】	71 【±0】	2,839,866 【-1.3】
東部地域	7 【±0】	11 【±0】	244,503 【+1.7】
計	51 【+1】	90 【+1】	3,491,601 【-0.4】

(注) ・地域区分は、平成26年4月施行の改正枚方市公害防止条例に規定する指定揚水施設の構造上の基準による。

図 5-1 指定揚水施設の地域区分



8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

	号	特 定 施 設 名	施設数
大 気 特 定 施 設	1	銑鉄製造用の焼結鉱製造用の焼結炉	0
	2	製鋼用の電気炉	1
	3	亜鉛回収用の焙燒炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	0
	4	アルミニウム合金製造用の焙燒炉、溶解炉、乾燥炉	0
	5	廃棄物焼却炉	12
小 計			13
水 質 特 定 施 設	1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0
	2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0
	3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	0
	5	担体付き触媒(塩素化合物)製造用の焼成炉からの発生ガス処理用の廃ガス洗浄施設	0
	6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0
	7 イ	カプロラクタム製造用の硫酸濃縮施設	0
	ロ	カプロラクタム製造用のシクロヘキサン分離施設	0
	ハ	カプロラクタム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	8 イ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設	0
	ロ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の廃ガス洗浄施設	0
	9 イ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設	0
	ロ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用の乾燥施設	0
	ハ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	10 イ	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設	0
	ロ	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用の廃ガス洗浄施設	0
	11 イ	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設	0
	ロ	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設	0
	ハ	ジオキサンバイオレット製造用のジオキサンバイオレット洗浄施設	0
	ニ	ジオキサンバイオレット製造用の熱風乾燥施設	0
12	イ	アルミニウム合金製造用大気特定施設の廃ガス洗浄施設	0
	ロ	アルミニウム合金製造用大気特定施設の湿式集じん施設	0
	ハ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用精製施設	0
13	イ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用廃ガス洗浄施設	0
	ロ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用湿式集じん施設	0
	ハ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用湿式集じん施設	0
14	イ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用のろ過施設	0
	ロ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用の精製施設	0
	ハ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用の廃ガス洗浄施設	0
15	イ	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	4
	ロ	廃棄物焼却炉の湿式集じん施設	0
		廃棄物焼却炉の灰の貯留施設	7
16 ポリ塩化ビフェニル処理物等の分解施設、洗浄施設又は分離施設			0
17	イ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用のプラズマ反応施設	0
	ロ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用の廃ガス洗浄施設	0
	ハ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用の湿式集じん施設	0
18 下水道終末処理場(1号から17号、19号に掲げる施設に係る汚水等を含むものに限る)			1
19 1号から17号の設置工場からの排水(公共用水域への排出を除く)の処理施設(前号を除く)			0
小 計			12
合 計			25

